



フェアトレード・トレーダー基準

現行版： 2026 年 6 月 30 日 v3.0

全面見直しの予定日： 2031 年

意見の連絡先： standards-pricing@fairtrade.net

詳細情報および基準のダウンロード： www.fairtrade.net/standards.html

内容

はじめに	4
目的	4
変化の理論	4
参考文献	4
本基準の活用方法	4
適用範囲と保証	6
定義	7
実施	12
適用	13
変更の監視	13
変更履歴	14
1. 一般要求事項	15
1.1 国際フェアトレード認証製品を取引する権利	15
1.2 国際フェアトレード認証ラベルの使用	18
2. 取引	18
2.1 フェアトレード・インターナショナルのトレーサビリティおよび CoC (Chain of Custody) モデル	19
文書によるトレーサビリティ	20
物理的分離	20
識別性維持	22
マスバランス	23
2.2 製品の構成	26
3. 人権・環境デュー・ディリジェンス	28
3.1 コミットメント	28
3.2 特定	30
3.3 対応と是正措置	33
3.4 追跡	37
4. 生産	37
4.1 労働者の権利	37
4.2 環境保護	39
5. ビジネスと開発	41
5.1 契約	41
5.2 価格とフェアトレード・プレミアム	44
国際フェアトレード認証製品の価格	44
フェアトレード・プレミアム	46
5.3 適時の支払い	47
5.4 資金へのアクセス	48



5.5 計画のための調達および市場情報	50
5.6 リスクの分担	50
5.7 誠実な取引	50



はじめに

目的

フェアトレードは、より公正・公平な貿易を通じて持続可能な発展を促進し、貧困を減らすことを目的とする貿易の取り組みである。

フェアトレードの目標は、グローバル貿易によって不利な立場に置かれた農家および労働者に利益をもたらすために、従来の貿易制度に変化をもたらすこと、ならびに市場へのアクセスを拡大することである。これらの取り組みは、小規模生産者および労働者の社会的・経済的福祉の向上、ならびに彼らのエンパワーメントおよび環境の持続可能性につながる。

フェアトレードの目的を理解し支援を約束してくれるトレーダーが、フェアトレードに参加することを歓迎する。

変化の理論

変化の理論「Theory of Change」は、フェアトレードによってこの世界で実現したい変化、およびその変化のためにどのような働きかけができるかの構想について説明している。フェアトレードの「変化の理論」に関する詳細情報は、フェアトレード・インターナショナルの[ウェブサイト](#)で確認できる。

参考文献

フェアトレード・インターナショナルは、国際フェアトレード基準を設定する際、国際的に認められた基準や条約、特に国際労働機関（ILO）の基準や条約に従っている。フェアトレード・インターナショナルは、国際フェアトレード基準を設定するための厳格な運用手順を整備しており、その手順は[こちら](#)で確認できる。この手順は、ISEAL の「[持続可能性システムに関するグッドプラクティス規範](#)」に準拠して策定されている。

本基準の活用方法

章

フェアトレード・トレーダー基準は、「一般要求事項」、「取引」、「人権・環境デュー・ディリジェンス（HREDD）」、「生産」、「ビジネスと開発」の5つの章で構成されている。

- 「一般要求事項」の章では、認証、および完成品・半製品の表示と包装に関する要求事項を定めている。
- 「取引」の章では、取引慣行に関する要求事項を定めている。
- 「人権・環境デュー・ディリジェンス（HREDD）」の章では、トレーダー組織が自組織の事業およびサプライチェーンにおいて人権・環境デュー・ディリジェンスを実施する際、人および環境に及ぼしうるリスクや悪影響を管理するための要求事項を定めている。
- 「生産」の章では、サプライチェーンにおける社会的・環境的慣行に関する要求事項を定めている。
- 「ビジネスと開発」の章では、開発に対するフェアトレード独自のアプローチをより明確に示す要求事項を定めている。

構成

本基準の各章および各節には、以下の内容が含まれている。

- 「目的」は、その章または節の目的を紹介、説明し、適用範囲を定義する。
- 「要求事項」は、遵守しなければならない規則を定める。監査はこれらの要求事項に基づいて行われる。
- 「ガイダンス」は、要求事項の解釈を支援するために提供され、要求事項を遵守する方法に関するベストプラクティス、提案および例を示す。また、要求事項の背景にある根拠および／または意図についてさらに説明を加える。ガイダンスに対して監査されることはない。

要求事項

本基準において、すべての要求事項は **Core** 要求事項である。

- **Core** 要求事項とは、フェアトレードの原則を反映し、必ず遵守しなければならない要求事項である。これらは、本基準全体を通じて左側の列に記載される「**Core**」という用語で示される。

自組織に適用されるすべての **Core** 要求事項を満たしていれば、フェアトレード・トレーダー基準に適合していることになる。

一部の要求事項には番号（1または3）が付されている。この番号は、当該要求事項について監査を受けるまでに自組織に与えられる年数を示す。なお、一部の要求事項は自組織に適用されない場合がある。例えば、自組織が小規模トレーダーの区分に該当する場合、中規模および大規模トレーダーに適用される人権および環境方針の保有に関する要求事項については監査されない。また、例えば、自組織が中規模トレーダーの区分に該当するが生産者から最初に認証原料を購入するファースト・バイヤーではない場合、HREDD 協働に関するサプライチェーン対話の要求事項については監査されない。このような場合、認証機関はこれらの要求事項を適用対象外とみなす。

フェアトレード・インターナショナルの基準・価格設定部門は、本基準およびその要求事項の解釈に関する規定を含む**解釈ノート**を発行する。解釈ノートは、特定の文脈において基準要求事項が何を意味するかについての公式な明確化であり、基準要求事項の中で参照される。解釈ノートは拘束力を有し、関連する要求事項への適合を達成するために遵守する必要がある。これらの文書はフェアトレード・インターナショナルのウェブサイトを確認できる。

トレーダー基準は、取り扱う商品の種類に関わらずすべての認証事業者に適用される。フェアトレード・インターナショナルは、トレーダー基準に対して商品固有の要求事項を補完する製品基準も公表している。**適用される製品基準も遵守しなければならない**、本基準と併せて読むべきである。一部の製品については、本基準の特定の要求事項に対する例外が関連する製品基準で定められている。これらの明示的な例外を除き、トレーダー基準はフェアトレード製品基準に優先する。

国際フェアトレード認証製品（原料）のフェアトレード最低価格およびフェアトレード・プレミアムの水準は、製品基準とは別に公表されている。フェアトレード・ペイヤーおよびコンペイヤーは、フェアトレード・インターナショナルのウェブサイト（[こちら](#)）で関連する価格およびプレミアムの水準の詳細を確認し、これらを遵守しなければならない。生産者もまた、自組織の製品に関する最新のフェアトレード価格およびプレミアムの水準について把握しておく必要がある。

適用範囲と保証

本基準は、国際フェアトレード認証製品（原料）の売買を行い、かつ以下の 4 つのカテゴリのいずれかに該当するすべての組織に適用される。本基準への適合性を評価する方法は、サプライチェーンにおける組織の役割に関連しており、したがって、遵守すべき要求事項の数や種類もそれに応じて異なる。製品（原料）を担保（融資の返済保証）として法的所有権（すなわち、購入および／または販売）を取得するが、製品の物理的な占有を行わない金融機関（例：銀行）は、本基準の適用範囲外である。

● 以下のカテゴリの組織は**認証**を受ける必要があり、したがって実地監査およびリモート監査の対象となる：

- 最終包装に入っていない未完成のフェアトレード製品を売買する会社。ただし、監視対象会社カテゴリの範囲にのみ該当する場合を除く（下記参照）。
- フェアトレード価格またはプレミアムの支払いまたは伝達に責任を負う会社。

● 以下のカテゴリの組織は、**検証**を受けなければならない：

- 最終包装された完成品の国際フェアトレード認証製品を販売し、国際フェアトレード認証ラベル（以下、「認証ラベル」）の使用に関するライセンス契約を締結し、国際フェアトレード認証に関する表示を行う、またはパッケージ上・パッケージ外で国際フェアトレード認証への言及を行う組織

これらの組織については、適用される要求事項がライセンス契約および本基準の以下のセクションに定義されている：

- 第 1.2 節 フェアトレード認証マークの使用
- 第 2.2 節 製品の構成
- フェアトレード・ペイヤー（ペイヤー）の段階以降、または繰上工程（それがそれより早い場合）以降で、コットンのフェアトレード原料調達制度（FSI）に基づいて事業を行う組織。これらの組織は、認証機関によってフェアトレードのトレーサビリティツール「Fairtrace」を通じて検証される。適用される要求事項は、本基準および「フェアトレード・コットン基準」に記載されている。

● 以下のカテゴリの組織は、認証または検証の対象外となる。これらの組織は、ライセンス機関によって**監視**される：

「アウト・オブ・ホーム（OOH）」サプライチェーンに属する組織とは、国際フェアトレード認証製品（原料）または半製品を買い付けおよび／または販売し、パッケージ外でフェアトレードへの言及を行っている組織である。これらの組織は、ライセンス機関と第三者契約を締結している（本基準の要求事項 1.2.1 に従う）。以下のカテゴリの組織がこの範囲に含まれる：

- 未加工の原料を購入し、ばら売りやその他の形態で消費者に即時販売する外食・小売店舗（例：社員食堂、ゼロ・ウェイストショップ、ホテル、職人によるコーヒー焙煎業者など）。外食・小売店舗においては、製品にフェアトレードの表示を行うことは許可されていない。
- 未加工の国際フェアトレード認証製品（原料）を購入し、外食・小売販売拠点に販売する外食・小売向け卸組織。これらの組織は、製品の加工、製造、再包装、または「フェアトレード」としての表示を行うことはできず、フェアトレード・プラットフォームに登録されている必要がある。

サプライチェーンにおける役割に応じて、組織ごとに異なる要求事項が適用される。「適用対象」の欄で、その要求事項が自組織に適用されるかどうかを確認できる。

- **すべてのトレーダー**：本基準の適用範囲に含まれるすべての組織を指す。
- **フェアトレード・ペイヤー**：フェアトレード価格またはプレミアムの支払いを担当する組織を指す。当該製品のデフォルトのペイヤーについては、[付録 1](#)を参照のこと。
- **フェアトレード・コンペイヤー**：ペイヤーから生産者へフェアトレード価格またはプレミアムを仲介する責任を負う組織を指す。自組織の製品において、ファースト・バイヤーがフェアトレード・コンペイヤーとして活動することが認められるかどうかは、[付録 1](#)を参照のこと。
- **ファースト・バイヤー**：生産者から直接購入する組織をいう。
- **FSI トレーダー**：すべての製品において、国際フェアトレード原料調達制度（FSI）モデルの下で事業を行う組織を指す
- **小規模トレーダー**：従業員数が 50 名未満で、年間売上高が 1,000 万ユーロ以下（フェアトレードおよび非フェアトレードの売上を含む）の組織を指す。
- **中規模トレーダー**：従業員数が 50 人から 249 人であり、かつ／または年間売上高が 1,000 万超から 5,000 万ユーロ未満（フェアトレードおよび非フェアトレードの売上を含む）の組織を指す
- **大規模トレーダー**：従業員数が 250 名以上、または年間売上高が 5,000 万ユーロ以上（フェアトレードおよび非フェアトレードの売上を含む）の組織を指す。

一般的にこの基準は生産者組織には適用されない。生産者組織が遵守すべき取引ルールは、それぞれ「フェアトレード小規模生産者組織基準」、「国際フェアトレード契約生産基準」、または「フェアトレード雇用労働基準」にて定められている。それでもなお、生産者にとっては、バイヤーが国際フェアトレード認証製品（原料）を購入する際にはこの基準を遵守しなければならないことを認識しておくことが重要であり、フェアトレード取引の交渉において有利な立場に立つためにも、これらの基準を理解することが推奨される。

他の認証組織の製品（原料）を販売する生産者組織は、トレーダーとみなされ本書に記載されているトレーダー基準の要求事項を遵守しなければならない。

最終的な国際フェアトレード認証製品を消費者に販売する生産者組織、および複合材料製品や複合原材料を販売する生産者組織は、本書に記載されているトレーダー基準の「国際フェアトレード認証ラベルの使用」および「製品の構成」に関する特定の要求事項を遵守しなければならない。

定義

本基準で使用されるすべての主要用語の定義を以下に示す。これには、フェアトレード基準部門および認証機関が採用する貿易関連用語の現行の定義が含まれる。これらの用語は、本トレーダー基準またはフェアトレード製品基準のいずれかに記載されている場合がある。

エージェントとは、認証事業者にマーケティングまたは物流サービスを提供する法人または個人であり、いかなる時点においても認証製品（原料）の法的所有権を取得しない者を指す。

要求事項の適用日とは、その要求事項が事業者に適用されるようになる日付のことである。適用日以前に合意されたサービスや条件であっても、適用日以降に提供・履行されるものは、当該要求事項に規定された内容に準拠していなければならない。

監査とは、事業者および／または製品が国際フェアトレード基準に準拠しているかどうかを評価するための検証プロセスを指す。

バイヤーとは、認証製品（原料）を購入する事業者を指す。

認証とは、事業者および／または特定のロットの製品が国際フェアトレード基準に準拠していると認証機関が確認するプロセスを指す。

認証機関とは、フェアトレード・インターナショナルから監査および認証の機能を委任された独立した第三者、または複数の第三者を指す。

認証書とは、認証事業者または特定のロットの製品（原料）が国際フェアトレード基準に準拠していると認証されたことを、認証機関が発行する書面による確認書を指す。

複合材料原料とは、消費者が購入することを意図していない、複数の成分からなる原料（例：チョコレートチップ）を指す。

複合材料製品とは、複数の原材料から構成される、消費者がそのまま購入できる産品を指す。

消費者とは、製品の最終的なエンドユーザーをいう。

契約とは、2つ以上の当事者間の書面による合意をいう。

契約生産（CP）とは、サービス提供者に産品を生産・販売する契約を結んでいる個々の農家を指す。フェアトレードの文脈において、契約生産は、サービス提供者（推進団体）、契約生産者、およびその代表者（生産者執行機関）間の関係を規定する一連の国際フェアトレード基準を指す。

コンベイヤーとは、フェアトレード・ペイヤーからフェアトレード価格またはフェアトレード・プレミアムを受け取り、それを認証生産者に渡す事業者を指す。

乳由来の原料（dairy）とは、牛乳または乳製品を含むものを指す。

例外とは、事業者が国際フェアトレード基準の遵守を一時的に免除されることを正式に許可することを指す。

Ex Worksとは、売り手が、売り手の敷地内またはその他の指定された場所（工場、倉庫など）において、輸出通関手続きが完了しておらず、集荷車両に積み込まれていない状態で、バイヤーに商品を引渡すことを意味する。

フェアトレードとは、フェアトレード・インターナショナル、フェアトレード生産者ネットワーク団体、各国フェアトレード機関、およびフェアトレード・マーケティング組織の活動全体またはその一部を指す。

フェアトレードの属性とは、産品をそのフェアトレードのステータスに結びつける決定的な特徴である。これには、認証された原産地、フェアトレード条件の下で取引された数量、および産品の品質と種類に関する「同等品ルール」への準拠が含まれる。これらの属性は、フェアトレードの投入に対してフェア



トレードの産出が信頼性をもって検証できるよう、トレーダー基準の要求事項に沿って文書化され、インプット量とアウトプット量のバランスが取れていなければならない。

フェアトレード対象製品（原料）とは、フェアトレード認証を受けた生産者によって生産され、フェアトレードの条件の下で販売可能な製品（原料）を指す。

フェアトレード投入物（input）とは、組織または組織の一部に流入、もしくは使用され、トレーサビリティまたはマスマランスの対象となる国際フェアトレード認証原料（認証済みまたは適格なもの）をいう。

フェアトレード産出物（output）とは、フェアトレードの主張やフェアトレードの属性を有する、あるいはフェアトレード適格産出物として、組織またはその一部から販売、譲渡、または搬出されるフェアトレード製品（原料）をいう。

フェアトレード・インターナショナルとは、国際フェアトレード基準を策定し、フェアトレード生産者を支援するためのガイダンスを提供し、フェアトレード市場の発展を促進する非営利団体である。

フェアトレード最低価格（設定されている場合）とは、製品が国際フェアトレード基準に基づき認証を受けるために、バイヤーが生産者に支払うことのできる最低価格である。

フェアトレード・ペイヤーとは、フェアトレード最低価格およびフェアトレード・プレミアムの支払いを担当するバイヤーを指す。バイヤーは、認証機関に対し、自身がフェアトレード・ペイヤーとなる可能性について確認しなければならない。

フェアトレード・プレミアムとは、生産者の製品に対する支払い額に加えて生産者に支払われる金額である。フェアトレード・プレミアムは、生産者の事業およびコミュニティ（小規模生産者組織や契約生産体制の場合）への投資、あるいは労働者とそのコミュニティの社会経済的発展（雇用労働の場合）を目的としている。

フェアトレード価格とは、生産者に支払われる総額を指し、フェアトレード最低価格（または該当する場合は関連する市場価格）およびフェアトレード・プレミアムを含む。

国際フェアトレード原料調達制度（FSI）（旧称：フェアトレード調達プログラム、FSP）は、すべての産品に適用可能な商品調達アプローチである。このモデルはフェアトレード原料の調達に重点を置いており、FSI ラベルの使用によって示される。FSI ライセンサーには、複合材料製品のパッケージへのFSI ラベルの表示をはじめ、パッケージ外での表示や広報活動など、さまざまな情報発信の選択肢が提供される。

フェアトレードのサプライチェーンとは、国際フェアトレード認証製品（原料）を売買する国際フェアトレード認証／検証済みの事業者が含まれる。これは、国際フェアトレード認証製品（原料）の生産に関与するサプライチェーンの関係者から始まり、消費者への販売前にそれ以上の加工や再包装が行われない、消費者に直接提供可能な製品で終わる。

農場出荷価格（Farm Gate price）とは、個々の生産者の農場の出荷時点ではなく、認証を受けた生産者団体（例：小規模生産者組織）の出荷時点を目指す。したがって、「農場出荷価格」とは、売り手（認証を受けた生産者団体）が、売り手の施設においてバイヤーに商品を引渡した時点を意味する。



完成品とは、最終包装が施され、「フェアトレード」と表示された、消費者に販売可能な産品であり、消費者に販売される前に、認証または検証済みの事業者によってそれ以上の加工や再包装が行われていないものを指す。

FLO-IDとは、認証機関によってすべてのフェアトレード認証事業者に割り当てられる固有の顧客識別番号である。**FLO-ID**が存在しても、必ずしもその事業者が認証を受けていることを意味するわけではない。

不可抗力とは、戦争、内乱、ストライキ、極めて厳しい気象条件など、当事者の制御が及ばない状況が発生した場合に、契約上の義務を免除するための契約条項である。

フリー・オン・ボード (FOB)とは、指定された積出港において、商品が船の舷側を越えた時点で売主が引渡しを完了することを意味する。その時点以降、商品の損失や損傷に関するすべての費用およびリスクは買主が負担しなければならない。**FOB**条件の下では、売主は商品の輸出通関手続きを行う義務がある。

識別性維持とは、単一の認証生産者組織由来の国際フェアトレード認証製品（原料）を、非フェアトレード製品や他のフェアトレード認証生産者組織由来の国際フェアトレード認証製品（原料）から物理的に分離して管理する、カストディ・チェーン（流通過程の管理）モデルである。このモデルにより、サプライチェーンのどの段階においても、製品を単一の生産者組織まで遡って追跡することが可能となる。この方式におけるトレーサビリティは、産品に物理的に付与され、書類および該当するフェアトレード報告プラットフォームに記録される一意の識別番号（例：**FLO-ID**）の使用によって確保される。

原料とは、食品の製造または調製に使用され、最終産品に含まれる（たとえ改変された形態であっても）あらゆる物質（食品添加物を含む）を指す。

ライセンシーとは、各国フェアトレード機関またはフェアトレード・インターナショナルから、認証ラベルの使用許諾を受けた組織を指す。

ライセンス機関とは、ライセンシーとの間でライセンス契約を作成し、署名する機関を指す。国内フェアトレード機関（各国フェアトレード機関）が存在する国では、その各国フェアトレード機関がライセンス機関の役割を果たす。各国フェアトレード機関が存在しない国では、フェアトレード・インターナショナルがライセンス機関の役割を果たす。

市場価格とは、通常の条件下で算出された価格（品質、品種、その他の要因による価格差を含む）を意味し、追加のフェアトレード・プレミアムは考慮されない。

マスバランスとは、加工や取り扱い過程において、フェアトレード素材と非フェアトレード素材を混合、置換、または交換することが認められるトレーサビリティモデルである。ただし、フェアトレードとして販売される産品の量が、フェアトレードの条件に基づきフェアトレード生産者から購入した量を超えないことが条件となる。

各国フェアトレード機関 (NFO)は、フェアトレード・インターナショナルの定款に定義される通り、同団体の正会員である。**NFO**は、所定の地理的区域におけるライセンス付与、マーケティング、事業開発、および啓発活動を主に担当する。

非認証産品（原料）とは、国際フェアトレード基準に基づいて生産または取引されていない産品をいう。

認証事業者とは、本基準に基づき認証を受けた生産者、バイヤー、売り手、およびコンベイヤーをいう。

プレファイナンスとは、製品の引渡しまたは受領に先立ち、契約に基づいて資金を提供することを指す。

物理的分離とは、国際フェアトレード認証製品が、サプライチェーン全体および生産・加工の全段階において、非フェアトレード製品から物理的に分離されるカストディ・チェーンモデルを指す。すべての製品および事業者において、国際フェアトレード認証製品と非フェアトレード製品の物理的分離が求められる。

生産者とは、フェアトレード・インターナショナルの「小規模生産者組織向けフェアトレード基準」、「雇用労働向けフェアトレード基準」、または「契約生産向けフェアトレード基準」に基づき認証を受けたあらゆる主体をいう。

認証製品（原料）とは、当該製品に対する特定の要求事項および関連する国際フェアトレード基準の要求事項の両方に従って生産・取引された、認証済みの製品（原料）をいう。製品は、主製品または副製品とみなされる。**主製品**とは、生産プロセスから得られる主要な製品である。「生産プロセス」という用語は、農業生産および農産物加工の両方に適用される。フェアトレード最低価格および／またはプレミアムは、主製品に対して支払われる。**二次製品（セカンダリー・プロダクト）**とは、主製品に加えて生産プロセスから得られる製品を指す。二次製品は、直接消費されたり、別の生産プロセスの投入材として使用されたり、廃棄されたり、リサイクルされたりすることがある。副製品には、副産物、共産物、または残渣が含まれる。**二次製品の派生物**とは、加工された副製品を指す。

加工（マスバランスにおける文脈）とは、投入物を産出物へと変換する過程であり、製品の状態、形態、または組成の変化を伴う。これらは、マスバランスにおいて、数量、変換比率、および／または同等性に基づく記録を通じて算定されなければならない。これは、投入物が混合、粉碎、精製、挽き、抽出などの変換工程を経ることを意味し、そこで認証済み投入物（例：豆、葉、サトウキビ）が加工済み産出物（例：抽出液、粉末、茶、砂糖）へと変換される。

製品補償とは、バイヤーが通常の条件（非フェアトレード）で非認証の生産者またはコンベイヤーから原料を購入し、後日、認証生産者から同量・同品質の製品を購入することで、その原料を認証原料に変換し、認証生産者から購入した原料を非認証原料として使用することを指す。

製品基準とは、その基準に含まれる 1 つ以上の製品を取引する事業者にのみ適用される、製品固有の要求事項のセットを意味する。

推進組織（PB）とは、フェアトレード・インターナショナルが契約生産の文脈で用いる用語である。これは、契約を結んだ生産者とパートナーシップを結ぶ、法的に設立された仲介組織であり、トレーダー（輸出組織／トレーダー）または非貿易業者（NGO または民間）のいずれでもよい。推進団体は、組織化への支援を含め、個々の生産者にさまざまなサービスを提供する。また、生産者に代わってフェアトレード・プレミアムを受け取る場合もある。

レトロ認証とは、バイヤーが通常の条件（非認証）で認証生産者またはコンベイヤーから製品を購入し、それを認証製品に変換したい場合を指す。



輪作とは、特に土壌の肥沃度低下を防ぎ、雑草、病気、害虫を抑制するために、同一の圃場で一般的にあらかじめ定められた順序で栽培される様々な作物のことである。本基準においては、別の主作物の列の間に栽培される混作もこれに含まれる。

販売者とは、認証製品（原料）を販売する事業者を指す。

調達計画とは、その年またはそのシーズン中に購入される見込みのある数量および品質の概要をいう。

製造委託組織とは、事業者にとって加工および／または製造サービスを提供するが、製品（原料）の法的所有権を取得しない個人または組織をいう。

サプライヤーとは、生産、製造組織、加工、輸送、小売の過程において（物理的および／または管理上）、製品の法的所有権または管理権を取得し、顧客に製品を供給するトレーダーまたは生産者組織をいう。フェアトレード・サプライヤーとは、フェアトレードの条件に基づき製品を供給する、フェアトレード認証／検証を受けた組織および／または組織をいう。フェアトレード・サプライヤーは、統合型または非統合型のサプライチェーンのいずれにおいても事業を行うことができる。直接サプライヤーとは、ティア1のサプライヤーをいう。

持続可能な購買とは、サプライチェーンにおける持続可能な開発を促進し、サプライチェーンの起点にある農家や労働者が繁栄できるようにする、一連の責任ある調達慣行である。こうした慣行は、公正な価格、リスク分担、透明性、説明責任の原則に根ざしている。

トレーサビリティとは、製品の履歴、用途、および／または所在を追跡できる能力のことである。

トレーダーとは、本基準の適用対象となるあらゆる組織を指す。

移行中の原材料とは、複合材料製品に含まれる原材料のうち、フェアトレードとして完全に調達されていないが、100%フェアトレード化に向けた合意済みの書面による計画があるものを指す。

半製品とは、まだ最終的な消費者に提供できる形態になっておらず、認証済み、検証済み、または監視対象の事業者がさらなる加工、製造、再包装、または再ラベル付けを行う可能性のある製品を指す。当該製品は、サプライチェーン内の別の認証取得済み、検証済み、または監視対象の事業者によって販売される。B2Bで販売される、家庭用以外のパッケージサイズのラベル付き製品も半製品とみなされる。

検証とは、製品（原料）、プロセス、システム、プログラム、または事業体に関する特定の要求事項が、特定の時点において満たされていることを証明することである（例：特定の支払いに関する主張が正しいこと）。

実施

監査の実施、報告の監視、および認証・検証の決定を行う際、認証機関は要求事項の正確な文言および明示された目的を厳密に遵守する。この目的のために、認証機関は各要求事項に対する技術的なコンプライアンス・クライテリア（監査確認項目リスト）を策定する。事業者が要求事項を正しく適用したかどうか疑義がある場合、認証機関は本基準に定められた目的に基づいて評価を行う。



特定の状況において、要求事項を厳密に遵守しただけでは、明示された目的が達成されない場合がある。そのような場合、認証機関は例外を認めることで、本基準の解釈に柔軟性を持たせるものとする。組織は、例外を申請するために適用される手続きに従わなければならない。

フェアトレード・インターナショナルの基準・価格設定部門は、本基準に関連する詳細情報を記載した解説文書も提供している。これらの解説文書に基づいて監査が行われることはない。これらの文書は、フェアトレード・インターナショナルの[ウェブサイト](#)で閲覧できる。

適用

本バージョンのフェアトレード・トレーダー基準は **2026 年 6 月 30 日** に公表され、**2026 年 7 月 1 日** から適用される。本バージョンは以前のすべてのバージョンに優先し、新規および変更された要求事項が含まれている。新規の要求事項は、本基準において「**NEW**」という表記で識別される。

認証または検証を受けているすべての組織は、本要求事項を完全に遵守する必要があり、通常の認証サイクルに従い、かつ以下の関連する移行期間を経た後、適用されるすべての **Core 要求事項** に基づいて審査を受けることになる。

- 「**NEW 2026**」と表示された **Core 要求事項**：2026 年 7 月 1 日から適用
- 「**NEW 2026***」と表示された **Core 要求事項**：2027 年 1 月 1 日より適用
- 「**NEW 2026****」と表示された **Core 要求事項**：2028 年 1 月 1 日より適用

2025 年 1 月 1 日より前に認証または検証を受けた組織は、以下の関連する移行期間を経た後、適用されるすべての要求事項に準拠する必要がある：

- 「**NEW 2025***」と記載された **Core 要求事項**：2026 年 1 月 1 日から適用
- 「**NEW 2025****」と表示された **Core 要求事項**：2027 年 1 月 1 日から適用

変更の監視

フェアトレード・インターナショナルは、同団体の標準業務手順書

(http://www.fairtrade.net/setting_the_standards.html) に記載されている通り、国際フェアトレード基準を追加、削除、または変更する場合がある。国際フェアトレード認証を取得している場合は、基準の変更についてフェアトレード・インターナショナルのウェブサイトを定期的に確認する必要がある。

国際フェアトレード認証および検証は、国際フェアトレード基準への準拠を保証するものである。国際フェアトレード基準の変更により、国際フェアトレード認証および検証の要求事項が変更される可能性がある。国際フェアトレード認証または検証の取得を希望する場合、あるいは既に取得している場合は、認証機関のウェブサイト (<http://www.flo-cert.net>) で、適合基準 (compliance criteria) および認証方針を定期的に確認する必要がある。



変更履歴

バージョン番号	公開日	変更点
2026年6月30日 v3.0	2026年6月 30日	フェアトレード・トレーダー基準の全面見直し：人権・環境デュー・ディリジェンス要求事項（3.1.1、3.1.2、3.2.1、3.3.2、3.3.6）*を含む、実務的な実施と保証を改善するための要求事項の改訂、および自主的なベストプラクティス要求事項の削除。強制労働への認識、不公正な取引慣行、有機ディファレンシャル（有機差額）の適時支払い、および識別性維持（Identity Preservation）のカストディ・チェーン・モデルを通じたトレーサビリティの強化に関する新たな要求事項を導入した。文書によるトレーサビリティとカストディ・チェーン（CoC）モデルを区別する改訂されたトレーサビリティアプローチ、本基準の適用範囲および保証対象となる組織の新たなカテゴリーの追加、ならびに例外事項を「例外および証跡に基づく適合性規定」と整合させた。 *改訂されたHREDD要求事項への適合期限は、以前適用されていた基準版と同様である。



1. 一般要求事項

目的：本章の目的は、すべての国際フェアトレード認証製品、認証ラベル、および表示が信頼できるものであることを保証するための堅固なプロセスを確立することにある。

1.1 国際フェアトレード認証製品を取引する権利

目的：国際フェアトレード認証製品（原料）を取引するすべての事業者が、その権利を有していることを確保し、関連するすべての規則を遵守していることを確認するために、適切な監査メカニズムに従うことを求める。

1.1.1 NEW 2026* 認証機関の許可

適用対象：すべてのトレーダー

Core 認証機関から関連する許可を受けるまでは、販売する製品（原料）が国際フェアトレード認証製品であることを一切主張してはならない。

完成品であり、かつ認証ラベルが貼付された最終製品には適用されない。

ガイダンス：国際フェアトレード認証製品（原料）とは、フェアトレードの条件に基づいて取引される製品（原料）を指す。フェアトレード認証事業者（フェアトレード認証取得済み、またはフェアトレード認証取得資格事業者）から認証取得前または「仮認証」取得前に仕入れを行っていたすべての事業者は、顧客または購入者とのコミュニケーションや取引において、製品をフェアトレード認証製品（原料）として言及した形跡がないことを確認される。

製品（原料）がフェアトレードとして販売されていると主張することには、自組織のサプライチェーンがフェアトレード認証を受けていると明示または暗示すること、あるいは自組織がフェアトレード・ライセンス機関、フェアトレード・インターナショナル、FLO、またはフェアトレードの認証機関と提携していることを暗示することが含まれる。

完成品かつ認証ラベルが貼られた製品を再包装する場合、フェアトレード認証の取得が義務付けられている。

1.1.2 NEW 2026 監査および情報提供要請への対応

適用対象：すべてのトレーダー

Core 本要求事項への遵守状況を評価するため、自組織施設（追加登録組織を含む：1.1.3 を参照）に対する事前に通知された監査、および非通知監査を受け入れ、必要なすべての報告を行う。

また、本基準への遵守を検証するために認証機関が要求するすべての情報を提供する。

報告に関する詳細については、[解釈ノート](#)を参照のこと。

1.1.3 登録および追加組織との契約

適用対象：すべてのトレーダー



Core	取引を行う追加組織に対し、本基準への遵守、監査の受入れ、および認証機関の要求に応じた定期的な報告を行うことを契約上義務付ける。 新たな追加組織との取引を開始する際は、その組織を認証機関に登録する。
ガイダンス： 関連組織は、国際フェアトレード認証製品の法的所有権を有しない。関連事業体には、委託組織、関連支店などが含まれる。認証機関は、本基準のどの要求事項が関連組織に適用されるかを決定し、それらの要求事項のみを監査する。	

1.1.4 フェアトレード調達パートナー

適用対象： すべてのトレーダー	
Core	国際フェアトレード認証製品は、有効な認証または検証を受けているフェアトレード生産者またはトレーダーからのみ購入する。

1.1.5 NEW 2026** フェアトレード販売パートナー

適用対象： すべてのトレーダー	
Core	消費者がそのまま使用できる包装に入っていない国際フェアトレード認証製品（原料）は、有効な認証書を持つフェアトレード・トレーダー、FSI コットンの検証を受けた卸組織、または登録済みのアウト・オブ・ホーム（OOH）卸組織もしくはアウト・オブ・ホーム（OOH）販売拠点にのみ販売することを保証する。 認証を受けていない事業者に半製品の国際フェアトレード認証原料を販売する場合、その製品（原料）はフェアトレードとして販売されたものではなく、フェアトレードとして主張することはできない旨を、バイヤーに対して書面で明記しなければならない。 半製品をフェアトレード製品として登録済みの OOH 卸組織または OOH 販売拠点に販売する場合、当該フェアトレード販売数量をフェアトレード・プラットフォームに報告する責任を負う。
ガイダンス： これは、消費者に直接販売可能な包装に入った製品には適用されない。 半製品を購入し、消費者がその場ですぐに消費（飲食）できるように、バラ売り（量り売り）やその他の形態で販売する OOH 販売拠点（例：食堂・キャンテン、ゼロ・ウェイストショップ〔ゴミを出さない店舗〕、ホテル、クラフト焙煎所など）。OOH 販売拠点において、製品を「フェアトレード」としてラベル表示することは認められていない。 未完成のフェアトレード製品を購入して OOH 販売拠点へ販売する流通業者（ディストリビューター）は、その製品をフェアトレードとして加工、製造、再梱包（リパック）、またはラベル表示することはできず、フェアトレードの専用プラットフォームに登録されている必要がある。 OOH 卸組織および OOH 事業者は、認証機関／各国フェアトレード機関によって登録され、FLO-ID が割り当てられる。 **適用される要求事項は以下の通りである： - 2026 年 7 月 1 日：顧客への書面による通知に関する第 2 項の要求事項を遵守する。 - 2028 年 1 月 1 日：半製品の OOH 卸組織または販売店への取引を含め、要求事項を完全に遵守する	

1.1.6 生産者組織からの調達



適用対象：生産者からの最初の購入者（契約生産組織から購入する事業者を除く）

Core 生産者組織から認証原料を購入し、組織の個々の構成員からは購入しない。
これが不可能な場合は、その理由を説明するとともに、自組織と生産者組織との間で、トレーサビリティ、数量、価格、納期、支払条件、および請求方法といった詳細を規定する包括的な契約を締結していること。

1.1.7 認証一時停止

適用対象：すべてのトレーダー

Core 以下の場合、新たなフェアトレード契約を締結してはならない：

- サプライヤー／バイヤーが認証一時停止を受けている場合；または
- 自身が認証一時停止を受けている場合；

ただし、既存の取引関係があることを証明できる場合を除く。

既存の取引関係がある場合は、これらのパートナーと新規契約を締結できるが、取引量は前年度における各パートナーとの取引量の最大 **50%** までと制限される。

いずれの場合も、認証一時停止期間中は既存のフェアトレード契約を履行しなければならない。

ガイダンス：既存の取引関係が存在するかどうかは、認証機関が判断する。

1.1.8 認証取消

適用対象：すべてのトレーダー

Core 認証を取消されたトレーダーとは、フェアトレード取引を行ってはならない。また、自身が認証を取消された場合、契約を締結していても同様である。ただし、認証取消の日付以前に取引された認証製品（原料）は受け入れることができる。

ガイダンス：例えば、FOB（船積み渡し）契約において、認定取消前に認証原料が船積み済みである場合は、それを受け入れなければならない。まだ引き渡されていない取引は、もはやフェアトレード契約に該当しない。

1.1.9 フェアトレード担当者

適用対象：すべてのトレーダー

Core フェアトレード関連事項について対応する、公式な連絡担当者を 1 名指定する。

ガイダンス：主要な担当者（フェアトレード担当者）は、認証および監査に関する事項の主な窓口となる。この担当者は、すべての要求事項への準拠を保証し、認証機関に対して連絡先やその他の関連情報を常に最新の状態に保つ責任を負う。

1.1.10 国内法の遵守



適用対象：すべてのトレーダー

Core 自組織が法的に設立され、および／または事業を展開している国の国内法、ならびに本基準で扱われる事項に関して、自組織が違反している兆候はない。

ガイダンス：国内法の対象事項には、本基準の「労働権」、「環境保護」、「ビジネスと開発」の各セクションで扱われる事項が含まれる。

国内法が本基準よりも緩い場合、本基準の要求事項が優先される。

1.2 国際フェアトレード認証ラベルの使用

目的：認証ラベル、主張、およびフェアトレードへの言及が適切に使用されることを確保すること。

1.2.1 認証ラベルの使用契約

適用対象：認証ラベルを使用する、またはフェアトレードに言及するすべてのトレーダー

Core 完成品または半製品、包装、その他の広報媒体において、本基準（「[定義](#)」参照）で定義される認証ラベルまたはフェアトレードへの言及を使用する場合、各国フェアトレード機関またはフェアトレード・インターナショナルと書面による契約を締結することに同意する。

1.2.2 アートワークの承認

適用対象：認証ラベルを使用する、またはフェアトレードに言及するすべてのトレーダー

Core 製品パッケージおよびその他のコミュニケーション媒体において、認証ラベルを含むすべてのアートワークが、適用される「[認証ラベル使用ガイドライン](#)」に準拠しており、使用前に各国フェアトレード機関またはフェアトレード・インターナショナルから書面による承認を得ていることを確保しなければならない。

ガイダンス：アートワークには、製品パッケージ、販促資料、その他あらゆる印刷物や電子メディアが含まれる。

1.2.3 主張（クレーム）の検証

適用対象：調達に関する主張（クレーム）を行うすべての FSI トレーダー

Core フェアトレード原料の調達（例えば、国際フェアトレード原料調達制度が対象とするもの）に関するすべての主張は、公に公表する前に、各国フェアトレード機関、フェアトレード・インターナショナル、または指定代理機関によって検証されていることを確認しなければならない。

2. 取引



目的：本章の目的は、サプライチェーン全体における国際フェアトレード認証製品のトレーサビリティを強化し、生産者に最大限の利益をもたらすと同時に、消費者からの信頼を確保することにある。

2.1 フェアトレード・インターナショナルのトレーサビリティおよび CoC (Chain of Custody) モデル

目的：国際フェアトレード認証製品（原料）が生産、加工、流通の全段階において追跡・検証可能であることを確保すること。また、国際フェアトレード認証製品（原料）が販売されるごとに、同等の量がフェアトレードの条件の下でフェアトレード生産者から購入されていること。さらに、物理的に分離して販売される国際フェアトレード認証製品（原料）が、フェアトレード生産者まで遡って追跡可能であること。そして、サプライチェーンの各関係者が、データ報告（該当する場合）を通じて、製品の具体的な原産地や特性について十分な情報を得ていることを確保することである。

本基準におけるカストディ・チェーンのモデルは、以下の順序で、異なるレベルの物理的トレーサビリティを提供する。すなわち、「識別性維持 (Identity Preservation ; IP)」、「物理的分離」、「マスバランス」である。

「識別性維持」は、単一の生産者組織由来の国際フェアトレード認証製品が、非フェアトレード製品や他のフェアトレード生産者組織の製品から物理的に分離され、初期インプットから最終アウトプットに至るサプライチェーンのあらゆる段階で、その単一の生産者組織までトレース可能であることを保証することを目的としている。「物理的分離」の下では、国際フェアトレード認証製品は非フェアトレード製品と物理的に区別されるため、物理的に分離された状態で販売される国際フェアトレード認証製品（原料）は生産者までトレース可能となる。現時点で物理的分離を実施することが生産者への利益最大化という目的を損なう場合、トレーダーは物理的分離を適用する必要はない。ただし、フェアトレードとして購入した量がフェアトレードとして販売した量と一致することを確保するため、マスバランスを遵守しなければならない。物理的分離によるトレーサビリティモデルを持たないトレーダーは、フェアトレードの投入物（調達原料）を用いてフェアトレードの産出物を加工すべきである。

物理的分離要求事項の免除は、カカオ、砂糖、フルーツジュース（フルーツパルプおよびフルーツピューレを含む）、および茶（*Camellia sinensis*）に適用される。したがって、これらの製品カテゴリーについては、物理的分離が推奨されるものの、義務ではない。また、コットン向けの国際フェアトレード原料調達制度（FSI）や金調達プログラムにおいても、これらのフェアトレード原料の調達促進およびフェアトレード生産者への利益提供を主目的としているため、物理的分離は不要であり、マスバランスが認められている。コットンの FSI の場合、紡績段階およびそれ以降の加工活動においてマスバランスが認められる。繰綿工程までの活動は、物理的トレーサビリティモデルの要求事項に準拠しなければならない。物理的分離要求事項は免除されていない、コーヒーおよびバナナ等の FSI においては、物理的分離が義務付けられており、マスバランスは認められていない。

識別性維持方式で取り扱われるすべての製品は、物理的分離またはマスバランス基準に移行することができる。物理的分離で取り扱われる製品は、マスバランス基準に移行することができる。マスバランス基準で取り扱われる製品は、物理的分離方式または識別性維持方式に移行することはできない。

文書によるトレーサビリティ

目的：フェアトレード取引が識別可能であり、サプライチェーンに沿って追跡可能であることを確保すること。

2.1.1 国際フェアトレード認証製品（原料）の識別

適用対象：すべてのトレーダー	
Core	すべての購入および販売書類（請求書、納品書、発注書など）において、すべての国際フェアトレード認証製品（原料）を明確に「フェアトレード」と表示すること。 自組織および認証機関が以下を追跡できるようにすること： - フェアトレード取引に関与するトレーダーの名称および FLO-ID； - 取引の適用期間； - 取引（購入および販売）時の製品の数量および物理的形態；および - フェアトレード価格、フェアトレード・プレミアム、および前払い金（該当する場合）の支払い。
ガイダンス：国際フェアトレード認証製品（原料）に関連する文書は、認証機関が当該製品をそのフェアトレード・サプライヤーまで遡って追跡できるようにしなければならない。	

2.1.2 記録の保管

適用対象：すべてのトレーダー	
Core	国際フェアトレード認証製品（原料）のすべての入荷、加工、販売に関する記録を保管する。この記録により、認証機関は、任意の国際フェアトレード認証製品（原料）からフェアトレードの投入物（インプット）まで遡って追跡（トレース・バック）することが可能となる。
ガイダンス：「トレース・バック」とは、事業者および認証機関が、行われた加工内容、関連するレシピ、および収量を追跡できることを意味する。	

2.1.3 NEW 2026* 任意の物理的分離および識別性維持に関する通知

適用対象：識別性維持を適用するトレーダー、またはカカオ、砂糖、茶、フルーツジュース（またはフルーツパルプ／フルーツピューレ）において物理的分離を適用するトレーダー	
Core	それぞれのトレーサビリティ方式に基づき、販売前に任意の物理的分離または識別性維持を適用する意向を、認証機関に書面で通知していること
ガイダンス：任意の識別性維持および／または物理的トレーサビリティについて認証機関に通知することは、該当方式を運用できる体制であることを確認するためであり、通知後のすべての取引についてそのトレーサビリティ方式の適用が義務付けられることを意味するものではない。	

物理的分離

以下の要求事項は、カカオ、砂糖、フルーツジュース、茶（*Camellia sinensis*）、繰綿工程後のコットン¹における FSI に基づく活動、および金調達プログラムに基づき事業を行うトレーダーを除き、すべてのトレーダーに対して義務付けられている。これらのトレーダーは、物理的分離を適用するかどうかを選択できる。物理的分離モデルの適用を選択した場合、以下の要求事項を遵守しなければならない。その他の製品については、FSI に基づいて取引されているかどうかにかかわらず、物理的分離の要求事項から免除されることはない。

識別性維持（IP）に基づいて取引を行うことを選択したトレーダーについては、本節の要求事項は適用されない

2.1.4 NEW 2026* 国際フェアトレード認証製品（原料）の物理的分離

適用対象：物理的分離を適用するすべてのトレーダー	
Core	サプライチェーンの全段階において、国際フェアトレード認証製品（原料）と非フェアトレード製品を物理的に分離する。

2.1.5 NEW 2026* 現場における製品（原料）の識別

適用対象：物理的分離を実施するすべてのトレーダー	
Core	すべての段階（例：保管、輸送、加工、包装、表示、取り扱い）において、また関連するすべての記録および文書において、国際フェアトレード認証製品（原料）をフェアトレードとして識別しなければならない。

2.1.6 NEW 2026* 販売時の製品の識別

適用対象：物理的分離を実施するすべてのトレーダー	
Core	国際フェアトレード認証製品（原料）を販売する際は、その製品を国際フェアトレード認証製品（原料）として明確に識別しなければならない。
ガイダンス ：識別方法は事業者の裁量に委ねられるが、検証可能でなければならない（例：包装や書類に FLO-ID または「FLO/フェアトレード」と記載すること）。	

2.1.7 NEW 2026* 任意の物理的分離

適用対象：カカオ、砂糖、茶、フルーツジュース（またはフルーツパルプ／フルーツピューレ）において物理的分離を実施するトレーダー	
--	--

¹ コットンについては、FSI の下でのサプライチェーンにおいて、これは紡績段階以降の活動のみを指す。綿繰業者は、物理的トレーサビリティの要求事項を遵守しなければならない。

Core	物理的分離の要求事項に基づき認証を受けたフェアトレード・トレーダーから、フェアトレードのカカオ、砂糖、茶（ <i>Camellia sinensis</i> ）、またはフルーツジュース（あるいはフルーツパルプ）を調達する。これらの原料は、購入時に物理的に分離された国際フェアトレード認証製品（原料）として識別される。
ガイダンス：識別方法は自組織の裁量に委ねられるが、検証可能でなければならない（例：包装や書類への FLO-ID または「FLO/フェアトレード」の記載）。 法的理由により、物理的分離の有無によって、製品に表示できる主張やメッセージは異なる。物理的分離要求事項 2.1.9 から 2.1.12 に基づき監査に合格したサプライチェーンのみが、物理的分離が施された製品に関する主張やメッセージを使用できる。	

2.1.8 NEW 2026* 複合材料製品の物理的分離

適用対象： 物理的分離を実施するすべてのトレーダー	
Core	フェアトレードの物理的分離された原料と、物理的分離されていないフェアトレード原料をフェアトレード複合材料製品に組み合わせる場合、物理的分離されたフェアトレード原料は物理的分離の要求事項を満たすこと。技術的な理由によりこれが不可能な場合は、認証機関に例外措置を申請しなければならない。
ガイダンス：一部のフェアトレード複合材料製品では、物理的に分離された原材料と、物理的に分離されていない原材料（すなわち、マスマランスに基づき調達され、物理的にトレース不可能なもの、例えばカカオやバニラなど）が組み合わされている。これにより、場合によっては、原材料のすべてまたは一部について物理的トレーサビリティが失われることがある。こうした特定のケースでは、トレーサビリティが失われたのは技術的な理由によるものであることを証明する必要がある。物理的分離要求事項に基づいて認証された国際フェアトレード認証複合材料製品および原材料に限り、物理的分離が施された製品に関する主張やメッセージを使用することが許可される。	

識別性維持

以下の要求事項は、識別性維持の適用を選択したすべてのトレーダーに適用される。

2.1.9 NEW 2026* 識別性維持を適用した国際フェアトレード認証製品の物理的分離

適用対象： 識別性維持を適用するすべてのトレーダー	
Core	サプライチェーンの全段階において、同一生産者組織から供給された国際フェアトレード認証製品の識別性維持を、他の生産者組織由来の国際フェアトレード認証製品（原料）および非フェアトレード製品（原料）から物理的に分離しなければならない。

2.1.10 NEW 2026* 現場における識別性維持が適用された国際フェアトレード認証製品（原料）の識別

適用対象： 識別性維持を適用するすべてのトレーダー	
Core	すべての段階（例：保管、輸送、加工、包装、表示、取り扱い）において、また関連するすべての記録および文書において、識別性維持が適用された国際フェアトレード認証製品（原料）を識別しなければならない。

ガイダンス：現場での識別は、製品に表示されたロット番号および／または識別マークによって確保できる

2.1.11 NEW 2026* 販売時の識別性維持が適用された製品（原料）の識別

適用対象：識別性維持を適用するすべてのトレーダー

Core 識別性維持を適用した国際フェアトレード認証製品（原料）を販売する場合、製品の包装および該当する書類に、特定の国際フェアトレード生産者組織のみに紐づく識別番号を記載しなければならない。

ガイダンス：例えば、コーヒーが ICO（国際コーヒー機関）加盟国から調達される場合、各コーヒーロットに固有の識別子として、ICO の袋マーク／番号を記載する必要がある。
コーヒーが ICO 非加盟国から調達された場合は、認証機関に通知し、別の報告方法を検討するか、少なくとも当該の単一生産者組織のコーヒーに対応する FLO-ID を提供する必要がある。

2.1.12 NEW 2026* 識別性維持対象製品（原料）の購入

適用対象：識別性維持を適用するトレーダー

Core 識別性維持が適用された国際フェアトレード認証製品（原料）を購入する際は、その製品が識別性維持が適用された国際フェアトレード認証（原料）として識別されるよう確保し、製品（原料）の包装および該当する書類に識別番号を記載しなければならない。

ガイダンス：識別番号としては、生産者組織の FLO-ID を使用することが推奨されるが、ICO マーク（コーヒー用）など、他の関連する識別マークも、その ICO マークが 1 つの特定のフェアトレード生産者組織のみに紐付けられている限り、適格となる。

マスマランス

フェアトレードでは、マスマランスを以下の 2 種類に区分している：

単一拠点マスマランスは、拠点ごとに監査される（要求事項 2.1.15）：フェアトレードの投入物（インプット）は、フェアトレードの産出物（アウトプット）が加工されるのと同じ拠点に納入され、そこで加工されなければならない。トレーダーは、フェアトレードの投入物を使用して、フェアトレードの産出物を加工または販売すべきである。物理的な加工が行われない場合でも、フェアトレードの投入物と産出物がトレーダー基準の要求事項（2.1.13～2.1.16）に従って記録、識別、およびバランスが取られている限り、マスマランスが適用されることがある。

グループ・マスマランスは、拠点グループごとに監査される（要求事項 2.1.17）：フェアトレードの投入物は、フェアトレードの産出物が加工されるのと同じ拠点に搬入される必要はない。グループ・マスマランスは、カカオおよび砂糖においてのみ認められる。これは、記録およびバランス調整の要求事項（2.1.13～2.1.16）を通じて、フェアトレードの属性が取引量と明確に結び付けられている限り、非加工の場合も対象となる。

フェアトレードの表示が虚偽または誤解を招くものとなる場合、いかなる製品や状況においてもマスマランスは認められない。



以下の要求事項は、FSI の下で取引しているか否かを問わず、物理的トレーサビリティを持たないトレーダーに適用される

2.1.13 NEW 2026* マスバランス：投入量と産出量の等価性

適用対象：マスバランスを適用するすべてのトレーダー	
Core	加工収率およびすべての損失を考慮した上で、フェアトレードとして販売された産出物の量が、フェアトレードとして調達された投入物の量を超えないようにしなければならない。 調達された投入物の量と販売された加工済み産出物との差は、四半期ごとに正の値でなければならない。
ガイダンス： 損失とは、製品の購入（インプット）から販売（アウトプット）に至るまで、例えば保管、再包装、加工、輸送の過程で生じ得る重量の減少のすべてを指す。加工およびフェアトレード投入物の定義を参照のこと	

2.1.14 NEW 2026* マスバランス：販売前の購入

適用対象：マスバランスを適用するすべてのトレーダー	
Core	フェアトレードのアウトプットを販売する前に、フェアトレードのインプットが購入されていることを確保しなければならない。 フェアトレード投入物の購入は、該当する請求書上で確認できるものとする。 この要求事項に対する例外は「 例外および証跡に基づく適合性規定 」に定められた限定的な期間に限り認められる。
ガイダンス： 購入の意思表示は、購入とはみなされない。 *カカオトレーダーについては、請求書への投入物の明記は 2027 年 7 月から適用される この要求事項に対する例外の申請は、2026 年 10 月 1 日より可能となる。	

2.1.15 単一拠点のマスバランス：

適用対象：マスバランスを適用するすべてのトレーダー（2.1.17 に定める例外を除く）	
Core	フェアトレードの投入物が、フェアトレードの産出物が加工されるのと同じ拠点に納入され、そこで加工されることを確保しなければならない。

2.1.16 NEW 2026 マスバランス：同等性基準

適用対象：マスバランス基準を適用するすべてのトレーダー	
Core	フェアトレードの投入物が、フェアトレードの産出物を加工するために使用される投入物と同種かつ同品質であることを確保しなければならない（同等性）。 品質（特定の風味、有機、その他を含む）および／または原産地を明記した表示を付けて加工製品を販売する場合、購入書類に記載されている通り、同一またはそれ以上の仕様を持ち、かつ同一の原産地からの同等の数量を購入していなければならない。



	この要求事項に対する例外は「例外および証跡に基づく適合性規定」に定められた限定された期間に限り認められる。
	ガイダンス：この要求事項の目的は、マスバランスが正しく、意図された通りに使用されることを確保することにある。この目的のため、フェアトレードの投入物の購入は、実際の国際フェアトレード認証製品（原料）に使用される投入物と比較可能でなければならない。投入物の交換は、生産者に不利益をもたらしてはならない。 「同種・同品質」には、他の認証書、スペシャリティ製品、価格、品質などが含まれるが、これらに限定されない。 砂糖の場合、「同等性ルール」とは仕様の合致を意味する。砂糖基準の「同等性要求事項」を参照のこと 例：高品質のカカオを使用したフェアトレードチョコレートを販売する場合、購入するフェアトレード原料が低品質のカカオ豆であってはならない。フェアトレード有機砂糖を販売する場合、購入する原料が非有機のフェアトレード砂糖であってはならない。 この要求事項に対する例外の申請は、2026年10月1日より可能となる。

2.1.17 NEW 2026 グループ・マスバランス

適用対象：グループ・マスバランスを適用するカカオおよび砂糖のトレーダー	
Core	グループ・マスバランスを導入する場合は、導入前に認証機関から許可を得なければならない。グループ・マスバランスに関与する拠点に変更がある場合も、認証機関の許可が必要である。 認証機関は、以下の条件がすべて満たされている場合にのみ、グループ・マスバランスの適用を許可する。 - グループ・マスバランスに関与するすべての拠点は、同一のグループに属していなければならない。同一グループ内の拠点間の地理的な距離は問わない。 1つの拠点を中央管理拠点として指定し、グループ内の各事業体のすべての購入および販売に関する関連情報がそこで入手可能でなければならない。 - グループには、グループ内のすべての事業体に共通する適切なシステムが整備されており、フェアトレードの購入および販売情報を一元管理していること。このシステムにより、グループが販売したフェアトレード製品（原料）の量が、グループが購入したフェアトレード原料の量を超えないことを確認できること。
	ガイダンス：適切なシステムとは、条件を満たし、フェアトレードの購入および販売情報を追跡できるデジタルツールを指す。グループのすべての事業体に共通し、すべてのフェアトレードの購入および販売情報を一元管理するエンタープライズ・リソース・プランニング（ERP）システムが導入されていることがベストプラクティスである

2.1.18 NEW 2026* B2B トレーサビリティモデルにおける透明性

適用対象：すべての製品（原料）について識別性維持を適用する、またはカカオ、砂糖、フルーツジュース（またはフルーツパल्प／ピューレ）、茶について任意の物理的トレーサビリティを適用するトレーダーおよび生産者

Core	識別性維持を適用した国際フェアトレード認証製品（原料）を売買する場合、またはカカオ、砂糖、フルーツジュース／パルプ／ピューレ、茶製品をフェアトレードとして売買する場合は、売買書類にトレーサビリティ方式を明記しなければならない。
ガイダンス：適用されるトレーサビリティ方式は、書類に「識別性維持（IP）」、「物理的分離（VPT/Seg.）」、または「マスバランス（MB）」への言及を含めることで特定される。この文脈における売買書類とは、発注書／契約書、請求書、または納品書のいずれかを指す。認証事業者から消費者への情報提供に関する規則は、本要求事項の対象外であるが、「認証ラベル使用に関するガイドライン」に含まれている。	

2.2 製品の構成

目的：生産者に最大限の利益をもたらしつつ、消費者からの信頼を確保することである。これは、国際フェアトレード認証製品に可能な限り多くのフェアトレード成分を含め、その原料の種類がパッケージ内外のフェアトレード表示に正確に反映されるようにすることで達成される。

非食品製品（原料）の場合、複合材料製品の規則は、產品固有の基準、またはそれぞれのフェアトレード機関によって定義される。

要求事項 2.2.4 で概説されている FSI に基づく複合材料製品の表示の目的は、製品（原料）がフェアトレード認証を受けたサプライチェーンから調達されている場合に、当該製品に認証ラベルの使用を認めることにある。このモデルは、FSI に基づいて調達された製品（原料）のフェアトレード生産者による販売を増加させることを目的としている。

2.2.1 NEW 2026 フェアトレード認証原料の最大活用（可能な限りの使用）

適用対象： 食品複合材料製品を取り扱うすべてのトレーダー（FSI トレーダーを除く）	
Core	食品複合原料および食品複合材料製品には、入手可能な限り多くのフェアトレード原料を含めるよう確保しなければならない。ただし、以下の場合はこの限りではない： • 入手不可である • 新基準に関連するものである場合、または • 公式の産地指定を受けているもの、または • 現地で入手可能な温帯気候産品であるもの、または • 移行中の原材料 • コーヒー、カカオ、バニラ以外の天然香料、抽出物、精油；または • 国際フェアトレード基準で具体的に言及されているもの以外の「E 番号」が付与された添加物 上記への準拠に関する詳細については、フェアトレード・インターナショナルの「例外および証跡に基づく適合性規定」を参照のこと。 複合材料製品のフェアトレード含有率の合計は、依然として 20% の最低割合に達していなければならない。

ガイダンス：これは以下に適用される。

- 複合原料（複数の成分からなる原料。例：チョコレートチップ）および
- 派生品（単一の成分から得られる原料。例：大豆レシチン）

フェアトレード原材料から製造される可能性のある E 番号添加物は、国際フェアトレード基準に明示的に記載されていない限り、国際フェアトレード原料調達制度の要求事項の対象外となる。例：E322 大豆レシチン、E414 アラビアガム

「新基準に関連するものである場合」とは、原料に関連する新しい製品基準が公表された場合をいう。

産地指定のある原材料の例としては、アペラシオン・ド・オリジン・コントロレ（Appellation d'origine contrôlée）、デノミナシオン・デ・オリヘン（Denominación de origen）、ディストリクトゥス・オーストリア・コントラトゥス（Districtus Austria Controllatus）、デノミナシオン・デ・オリヘン・コントローラダ（Denominação de Origem Controlada）などがある。

「移行中の原材料」とは、当該原材料が入手可能であり、事業者がフェアトレード製品として販売・加工しているものの、必要量の 100% を供給するのに十分な量が確保されていない場合を指す。

この要求事項に関する例外の申請は、2026 年 10 月 1 日から可能となる。詳細については、フェアトレード・インターナショナルの「例外および証拠に基づく適合性規定」を参照のこと。それまでは、[現行の例外規定](#)が適用される。

2.2.2 NEW 2026 フェアトレード含有量の最低基準

適用対象：食品複合材料製品を取り扱うすべてのトレーダー（FSI トレーダーを除く）

Core	食品複合材料製品には、少なくとも 20% のフェアトレード原料が含まれていなければならない。フェアトレード原料の重量（または体積）の割合は、加工前のすべての原材料の総重量（または総体積）に対する比率として示す。 水や液体乳製品が添加されている製品については、添加された水および／または液体乳製品をすべて、含有率の算出から除外してもよい。これは濃縮果汁にも適用されるが、生ジュースには適用されない。
-------------	--

ガイダンス：この要求事項は、複合材料製品（複数の原材料から構成される消費者が直接購入する製品）にのみ適用され、複合材料原料（消費者が直接購入することを意図していない、複数の成分からなる原料）には適用されない。

フェアトレード原材料の総含有率は、各原材料のフェアトレード含有量を用いて算出する必要がある。つまり、各原材料のフェアトレード含有量のみをフェアトレードとして計上すべきである。例外措置の対象となる原材料は、フェアトレードとして計上してはならない。例えば、アイスクリームにフェアトレード砂糖が 20% 含まれている場合、フェアトレード・カカオ 10%、クッキー 9%（フェアトレード含有量 50%）、有機アーモンド 3%（フェアトレード製品として入手不可：自動的な例外）、およびフェアトレード・バニラ 2% が含まれている場合、フェアトレード含有量の合計は、砂糖 20% + カカオ 10% + クッキー 4.5% + アーモンド 0% + バニラ 2% = 36.50% となる。

2.2.3 フェアトレード含有量の表示

適用対象：食品複合材料製品を取り扱うすべてのトレーダー（FSI 事業者を除く）

Core	国内法に抵触しない限り、パッケージの裏面にフェアトレード含有率を記載する。
-------------	---------------------------------------

ガイダンス：製品の包装が、当該製品が販売される地域の管轄内におけるすべての関連する表示法に準拠していることを確認するのは、ライセンシーの責任である。

2.2.4 NEW 2026 国際フェアトレード原料調達制度（FSI）モデルの製品組成



適用対象：すべての FSI トレーダー（コットン FSI トレーダーおよび金調達プログラムのトレーダーを除く）

Core FSI に基づく製品は、当該原料を 100% 含有しているか、あるいは、マスバランスに基づいて取引されるカカオ、砂糖、フルーツジュース／パルプ／ピューレ、および茶（*Camellia sinensis*）製品については、要求事項 2.1.8 から 2.1.13 に記載された同等の量がフェアトレード認証を受けているものである。FSI ラベルを付与された完成品は、複合材料製品である。

この要求事項に対する例外は「[例外および証跡に基づく適合性規定](#)」に定められた限定された期間に限り認められる。

ガイダンス：原料とは、完成品および半製品を指す。ブランドガイドラインには、完成品への FSI マークの適切な使用に関するさらなるガイダンスが記載されている。

詳細については、フェアトレード・インターナショナルの「例外および証跡に基づく適合性規定」を参照のこと。

この要求事項に対する例外の申請は、2026 年 10 月 1 日より可能となる。詳細については、フェアトレード・インターナショナルの「例外および証跡に基づく適合性規定」を参照のこと。[それまでは、現行の例外規定が適用される](#)

3. 人権・環境デュー・ディリジェンス

目的と範囲：本章の目的は、トレーダーが自組織の事業およびフェアトレードのサプライチェーンにおいて人権・環境デュー・ディリジェンスを実施する際、その事業が人および環境に及ぼしうるリスクや悪影響を管理することを確保することにある。

HREDD には 5 つのステップが含まれる。すなわち、人権と環境の尊重をコミットすること、自組織の事業およびサプライチェーンに関連する重要な人権・環境問題を特定すること、それらの問題に対処し是正するための措置を講じること、進捗状況を追跡すること、そしてこの取り組みについてステークホルダーに情報提供することである。

フェアトレード・インターナショナルは、「[国連ビジネスと人権に関する指導原則](#)」および「[OECD の責任ある組織行動のためのデュー・ディリジェンスガイダンス](#)」を、人権および環境に関するデュー・ディリジェンスのガイダンスとしている。

3.1 コミットメント

3.1.1 NEW 2026 人権および環境の尊重に関する書面による表明（コミットメント）

適用対象：すべてのトレーダー

Core	人権および環境の持続可能性を尊重し、デュー・ディリジェンスを実施するという書面による表明（コミットメント）がある 書面による表明（コミットメント）には、環境権を含む国際的に認められた人権が明記されており、上級管理職によって承認されている。 この要求事項への準拠状況がどのように確認されるかについての詳細は、解釈ノートを参照のこと。
ガイダンス：経営幹部の支援を受け、責任者またはチームを任命し、書面による誓約を作成する。 この書面によるコミットメントは、自組織の目標や今後の取り組みを明確にするものであり、長文である必要はない。短い独立した声明でもよいし、価値観声明、サステナビリティ方針、あるいは環境・社会・ガバナンス（ESG）声明の一部としてもよい。 例えば、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」や「OECD デュー・ディリジェンスガイダンス」へのコミットメントは、これに相当するものとして認められる可能性がある。 また、長期的なビジネス関係を重視する持続可能な調達慣行を含め、特定された被害の是正措置を講じるか、またはその是正に協力することも、ベストプラクティスである。 国際的に認められた人権には、「国際人権章典」および「ILO の労働における基本的原則および権利に関する宣言」に盛り込まれた人権に加え、国連決議 (48/13) 5 で規定される、清潔で健康的かつ持続可能な環境に対する権利といった環境権も含まれる。 紛争地域で事業を行う場合、これら 2 つの問題について、より厳格なデュー・ディリジェンスを行うことを約束することがベストプラクティスである。 詳細なガイダンスについては、『フェアトレード認証トレーダーのためのガイド』「人権および環境デュー・ディリジェンスの実施 (HREDD)」を参照のこと。 *2025 年 1 月 1 日より前に認証を受けたトレーダー組織は、2026 年 1 月 1 日までにこの要求事項を遵守しなければならない。	

3.1.2 NEW 2025** 人権および環境の持続可能性に関する取り組みとの社内整合性

適用対象： すべてのトレーダー	
Core	自組織の業務方針および手順を当該コミットメントに整合させる。デュー・ディリジェンスに関連する業務の責任者を 1 名以上任命する。
3 年目	
ガイダンス：人権および環境に関するコミットメントの履行と整合し、これを支援するよう、既存の方針を改訂する必要がある場合がある。 関連する方針には、安全衛生、人事、環境管理および／または保護、法令遵守、調達／契約、リスク管理、プロジェクト承認に関するものが含まれる。 詳細については、フェアトレード認証トレーダーのためのガイド「人権および環境デュー・ディリジェンスの実施 (HREDD)」を参照のこと。 **2025 年 1 月 1 日より前に認証を受けたトレーダーは、2027 年 1 月 1 日までにこの要求事項を遵守しなければならない。	

3.1.3 NEW 2025** 意識向上

適用対象： すべてのトレーダー

Core	人権と環境を尊重することへのコミットメントと、それが事業運営に与える影響について、経営陣と従業員の意識を高める。
1 年目	コミットメントは一般に公開し、直近のサプライヤーおよび委託製造組織に通知する。

ガイダンス：すべての従業員に対し、HREDD に関する各自の役割に応じて研修を行うことがベストプラクティスである。研修の頻度はニーズに応じて決定され、使用するプラットフォームにも依存する。また、この取り組みをオンライン上で公開することもベストプラクティスである。すべての直接のサプライヤーに通知することが不可能な場合は、少なくともすべてのフェアトレード・サプライヤーに通知する。

研修などの啓発活動の範囲と内容は、自組織に適用される HREDD に関する既存の法規制や苦情処理メカニズムに沿ったものであるべきだ。

変更が生じた場合は、啓発活動を更新すべきである。例えば、既存の製品・サービスラインとは著しく異なる新しい製品・サービスラインを開発する場合、製品やサービスの投入資材を変更する場合、組織再編を行う場合、あるいは新たな形態のビジネス関係（合併、買収、新規顧客や市場など）を構築する場合などが挙げられる。

詳細については、フェアトレード認証トレーダーのためのガイド「[人権・環境デュー・ディリジェンス（HREDD）の実践](#)」を参照のこと。

****2025 年 1 月 1 日より前に認証を受けたトレーダーは、2027 年 1 月 1 日までにこの要求事項を遵守しなければならない**

3.2 特定

3.2.1 NEW 2025** リスク評価

適用対象：すべてのトレーダー	
Core	自組織の事業およびサプライチェーン（フェアトレード調達を含む）について、少なくとも 3 年ごとに、以下のように人権および環境リスク評価を実施する。
1 年目	- 外部データや調査結果を考慮し、自組織の事業活動および主要な商品や国々のサプライチェーンにおいて、最も一般的なリスクと課題を洗い出す。 - どのリスクや課題が最も深刻であるかを評価する。 - 他者よりも大きな影響を受けている、あるいは受ける可能性のある脆弱なグループを特定する。 - 自組織のどの慣行がこれらの問題を引き起こしているか、あるいは一因となっているかを特定する。 - 従業員および直近のサプライヤー（フェアトレードのサプライヤーを含む）と協議し、どのリスクや課題を優先的に対処すべきかを決定する。 評価の結果を、特定されたリスクに直ちに対処するようサプライヤーに圧力をかけるために使用してはならず、また、それを購入の条件にしてはならない。 この要求事項への準拠状況がどのように確認されるかについての詳細は、解釈ノートを参照のこと。



ガイダンス：リスクや課題を認識することで、それらが大きくなる前に対処することができ、ビジネスパートナーやその他のステークホルダーからの信頼を築くことができる。

組織は、最も深刻で発生の可能性が高いリスクや課題を優先的に取り組む必要がある。これらはしばしば「**顕著な問題**」と呼ばれる。フェアトレードやその他の信頼できる情報源が、自国や自業界において児童労働、強制労働、森林破壊がハイリスクであると指摘している場合は、これらを顕著な問題に含めること。

どのような組織や社会においても、不利な立場にある人々のグループが存在する。これには、例えば、移民労働者、女性や少女、若者、マイノリティ、先住民などが含まれる。

サプライヤーや従業員に加え、例えば地域住民、購入者、地方自治体、労働組合などとも関わりを持つことができる。

評価において考慮すべき環境および人権リスクの種類には、気候、森林破壊、生物多様性の喪失、水、生活所得および生活賃金、労働条件、健康、結社の自由および団体交渉権、強制労働、児童の保護および児童の権利、ジェンダーの権利、差別禁止、自己決定権、表現の自由、思想の自由、市民参加、プライバシーなどが含まれる。

リスク評価を開始する際には、事業活動とサプライチェーンを把握する必要がある。このリスク評価に費やす労力は、リソースに応じて調整可能だ。小規模トレーダーによるリスク評価は、シンプルで分かりやすい作業となり得る。小規模トレーダー向けの「フェアトレード HREDD リスク評価ツール」（近日公開予定）を参照のこと。

早期にリスク評価を実施すべき理由としては、既存の製品・サービスラインとは著しく異なる新しい製品・サービスラインを開発する場合、製品やサービスの投入要素を変更する場合、組織再編を行う場合、あるいは新たな形態のビジネス関係（合併、買収、新規顧客や市場など）に参入する場合などが挙げられる。これらは、評価手法を強化すべき理由にもなり得る。

評価手法を強化するには、より多様で大規模なステークホルダーグループを巻き込むこと、より多くの外部データや調査結果を考慮すること、サプライチェーンのより詳細なマッピングを行うこと、リスク、サプライヤー、脆弱なグループ、または慣行についてより深く評価すること、あるいは調査結果を包括的に文書化・公表することが挙げられる。

[フェアトレード・リスクマップ](#)は、第2ステップ（すなわち、「最も一般的なリスクと課題をマッピングする」という要求事項を参照）に関連するデータや調査結果を提供することができる。

さらなるガイダンスについては、フェアトレード認証トレーダーのためのガイド「[人権・環境デュー・ディリジェンス \(HREDD\) の実施](#)」を参照のこと。

****2025年1月1日より前に認証を受けたトレーダー組織には、この要求事項を完全に遵守するための2つの移行期間が設けられている**

- 2026年1月1日：自組織の事業およびサプライチェーンにおけるリスクと課題のマッピングを行い、どのリスクと課題が最も深刻であるかを評価する（要求事項の最初の2項目）。
- 2027年1月1日：要求事項のすべてを遵守すること。

3.2.2 NEW 2025* 中規模および大規模トレーダー向けの人権に基づく苦情処理メカニズム

適用対象：中規模・大規模トレーダー

Core	自組織が、労働者、サプライヤー、その他の個人や団体が、環境被害を含め、自組織に関連する不正、被害、または詐欺について匿名で苦情を申し立てることができる苦情処理メカニズムを有しているか、またはそれに参加していること。 苦情処理メカニズムは： ● 事業拠点で話されている言語およびサプライチェーンで最も一般的に使用されている言語、ならびにリスクが「高」と特定された国、または当該トレーダー組織が調達量の大部分を調達している国で最も一般的に使用されている言語で利用可能であること。 ● 書面および口頭による苦情の両方に対応している
-------------	---

	● 申立人の匿名性を尊重し、報復、脅迫、または危害から申立人を保護する ● 解決策の決定および是正措置の実施が、訓練を受けたスタッフまたは任命された専門家によって適時になされることを保証する ● すべての当事者に対し、進捗状況について継続的に情報を提供することを確保する ● 不服申し立て手続きを認める ● セクシャルハラスメントなどのデリケートな苦情については、機密保持を徹底する ● 国際的に認められた人権および国内法に準拠している 自力では被害を完全に是正できない場合は、他の民間、公的、あるいは市民社会の主体に協力を求める。 該当する場合は、人権侵害を適切な国内機関に報告する。 この要求事項の遵守状況がどのように確認されるかについての詳細は、解釈ノートを参照のこと。
ガイダンス：苦情処理メカニズムは、苦情が拡大する前に早期に把握し、対処することを目的としている。苦情の分析や主要なステークホルダーとの対話に基づき、苦情処理メカニズムを定期的に見直し、更新することがベストプラクティスである。 「適時に実施された是正措置」とは、苦情処理メカニズム／手続きに定められたスケジュールと責任に従って実施されたことを意味する。 当該セクターまたは国において、この要求事項を満たす共通の苦情処理メカニズムが存在する場合、独自にメカニズムを確立する代わりに、そのメカニズムに参加することができる。 詳細なガイダンスについては、フェアトレード認証トレーダー向けガイド「人権・環境デュー・ディリジェンス (HREDD) の実践」を参照のこと。 *2025 年 1 月 1 日より前に認証を受けたトレーダーは、2026 年 1 月 1 日までにこの要求事項を遵守しなければならない	

3.2.3 NEW 2025* 小規模トレーダー向けの人権に基づく苦情処理メカニズム

適用対象：小規模トレーダー	
Core	自組織に関連する不正、被害、または詐欺に関する苦情を管理するための書面による手順を定めている。その手順には期限が明記されている。この手順に従って苦情を処理・記録し、その対応措置を関係するすべての当事者に伝達する。 その手順には、社内の苦情処理プロセスを担当する特定の責任者の任命が含まれており、苦情を申し立てた人に対する報復、脅迫、または危害を防ぐための規定が含まれている。
ガイダンス：当該業界または国において、この要求事項を満たす共通の苦情処理メカニズムが存在する場合、独自にメカニズムを確立することなく、そのメカニズムに参加することができる。 詳細については、フェアトレード認証トレーダーのためのガイド「人権・環境デュー・ディリジェンス (HREDD) の実践」を参照のこと。 *2025 年 1 月 1 日より前に認証を受けたトレーダー組織は、2026 年 1 月 1 日までにこの要求事項を遵守しなければならない	

3.2.4 NEW 2025** 苦情処理メカニズムに関する意識向上



適用対象：すべてのトレーダー

Core	従業員への啓発を行い、直近のサプライヤーに苦情処理メカニズムについて通知するとともに、従業員、サプライヤー、その他のステークホルダーが当該メカニズムを認識し、利用できるよう、毎年措置を講じる。
1年目	苦情事例について定期的に分析を行い、直取引先および労働者代表、あるいは該当する場合は労働組合と協議する。苦情事例の分析結果は、苦情処理メカニズムおよび事業運営の改善に活用される。

ガイダンス：苦情処理メカニズムに関する情報をオンラインで公開することがベストプラクティスである。また、苦情事例の分析を毎年実施することもベストプラクティスである。

さらなるガイダンスについては、フェアトレード認証トレーダーのためのガイド「[人権および環境デュー・ディリジェンス \(HREDD\) の実践](#)」を参照のこと。

****2025年1月1日より前に認証を受けたトレーダーは、2027年1月1日までにこの要求事項を遵守しなければならない**

3.3 対応と是正措置

3.3.1 NEW 2025** 人権および環境方針（手順書）

適用対象：中規模および大規模なトレーダー

Core	以下の方針（手順書）を策定し、実施する：
1年目	- リスク評価を通じて特定された最も顕著な課題のうち、少なくとも3つについて、予防、軽減、是正を行うための方針（手順書）、および - 持続可能な調達に関する方針（手順書） これらの方針（手順書）を経営陣、従業員、およびサプライヤーに周知する。 少なくとも3年ごとに方針を見直し、改訂する。

ガイダンス：これらの事項を統合した方針（手順書）を複数策定してもよいし、1つにまとめてもよい。

方針（手順書）の改訂頻度はリスク評価の結果によって異なるが、少なくとも3年ごとに見直しを行うべきだ。

また、委託製造組織に方針（手順書）を周知することもベストプラクティスである。

方針（手順書）では、持続可能な調達慣行を含め、HREDD リスクに関連する目標、原則、手順を定義する。例えば、サプライヤーとの対話、長期的なビジネス関係、サプライヤーの人権および環境対策への支援、是正措置への協力、責任あるサプライヤーの選定、責任ある取引中止、生活所得参考価格および／または生活賃金指標の採用、公正な支払い期限、調達計画、事前資金提供、トレーサビリティなどに関する目標を含めることができる。

環境目標は、[UNFCCC の「Race to Zero」キャンペーン](#)が掲げる目標や、[例えば SBTi、GHG プロトコル、アカウンタビリティ・フレームワーク](#)、あるいは製品のライフサイクルアセスメントに基づく製品フットプリントを評価するための [ISO 14067:2018](#) および [14064-1:2018](#) など、民間セクターの気候目標に沿ったものでなければならない。

詳細なガイダンスについては、フェアトレード認証トレーダーのためのガイド「[人権・環境デュー・ディリジェンス \(HREDD\) の実践](#)」を参照のこと。

****2025年1月1日より前に認証を受けたトレーダーは、2027年1月1日までにこの要求事項を遵守しなければならない**

3.3.2 NEW 2025** 中規模および大規模トレーダー向け行動計画



適用対象：中規模および大規模トレーダー

Core	従業員、社内の専門家、および直近のフェアトレード・サプライヤーと協議し、効果的な活動を特定する。特定された顕著な問題を予防・軽減し、発見された事例の是正に協力するための行動計画を策定・実施する。
3年目	行動計画には、以下のうち<u>少なくとも2つ</u>に該当する活動を含めるものとする。 ただし、これらに限定されない。： - フェアトレードのサプライヤー、他組織、公的機関、および／または市民社会団体との対話および協力 - 経営陣および従業員に対し、重要な人権および環境問題に関する意識啓発を行うこと - フェアトレード・サプライヤーおよび／または生産者を支援すること（生産者に対する HREDD の支援） この行動計画は、少なくとも1社の直接的なフェアトレード・サプライヤーとの対話に基づいて策定される（要求事項 3.3.5 「HREDD 協力に関するサプライチェーン対話」を参照）。 この計画は上級管理職によって承認され、毎年更新される。

ガイダンス：上記の活動に加え、サービスの提供、ツール、施設、プロセスの改善、地元組織とのパートナーシップ、地方自治体との交渉なども活動に含まれる。

啓発活動は、プレゼンテーション、ディスカッション、会議、ポスターやリーフレット、研修プログラム、寸劇、ロールプレイなどを通じて行うことができる。

環境側面に関しては、啓発活動の範囲には、組織の直接および間接的な温室効果ガス排出量（すなわち、組織が**スコープ 1**、**スコープ 2**、および**スコープ 3**の排出量を対象とする目標を設定する場合）、あるいは要求事項 4.2.5 **NEW 2026*** **環境影響の管理**に概説されているその他の問題が含まれる可能性がある。

組織は、最も深刻かつ発生の可能性が高いリスクや課題を優先的に扱う必要がある（**リスク評価**）。これらはしばしば「**顕著な課題**」と呼ばれる。

さらなるガイダンスについては、フェアトレード認証トレーダーのためのガイド「**人権・環境デュー・ディリジェンス（HREDD）の実践**」を参照のこと

****2025 年 1 月 1 日より前に認証を受けたトレーダー組織は、2027 年 1 月 1 日までにこの要求事項を遵守しなければならない**

3.3.3 **NEW 2025**** 小規模トレーダー向け行動計画

対象：小規模トレーダー

Core	顕著な問題を軽減・防止するための行動計画を策定し、実施する。
3年目	計画は最新の状態を維持するため、毎年見直される。

ガイダンス：行動計画には以下を含めることができる：

- フェアトレードのサプライヤー、他組織、公的機関、および／または市民社会団体との対話や連携を行うこと；

- 重要な人権および環境問題について、経営陣や従業員への啓発および研修の実施、
- フェアトレードのサプライヤーおよび／または生産者への支援の提供。
- サービスの提供または支援；
- ツール、施設、またはプロセスの改善；
- 地域組織とのパートナーシップ、あるいは地方自治体との交渉など。

啓発活動は、プレゼンテーション、ディスカッション、会議、ポスターやリーフレット、研修プログラム、寸劇、ロールプレイなどを通じて行うことができる。

詳細なガイダンスについては、フェアトレード認証トレーダーのためのガイド「[人権・環境デュー・ディリジェンス \(HREDD\) の実践](#)」を参照のこと。

****2025 年 1 月 1 日より前に認証を受けたトレーダーは、2027 年 1 月 1 日までにこの要求事項を遵守しなければならない**

3.3.4 NEW 2025** 是正措置の手順

適用対象：すべてのトレーダー

Core	是正措置を指導する書面の手順を策定し、発見された事例の是正措置を講じる、またはその是正に協力するための措置を含めること。
1 年目	自組織が引き起こした、または一因となった人権侵害や環境被害の事例を特定した場合は、その手順に従って是正措置を講じる。

ガイダンス：是正措置には、以下のような多くの目的がある。

- 侵害の終結
- 影響を受けた人々の長期的な安全の確保
- 当該者または環境を、侵害前の状態へ回復または復元すること
- 違反の重大性および規模に見合った金銭的または非金銭的な補償、あるいはその他の是正措置を可能にすること
- 再発の防止

被害が自組織のサプライチェーン内で発生している場合、通常は、サプライヤーの是正措置に対して金銭的支援を行うことで、是正に協力することができる。是正措置を決定する際には、被害者およびその代理人と協議を行う必要がある。ただし、それによって被害者の安全やセキュリティが脅かされる場合はこの限りではない。

サプライヤー、バイヤー、および／または公的機関は是正措置への協力責任を負っている可能性があるため、これらを巻き込むことがベストプラクティスである。また、非政府組織（NGO）、人権団体、環境専門家団体を巻き込むこともできる。

事例は関連する公的機関に報告する。これは影響を受けた当事者の最善の利益のために行われ、かつ当事者が同意した場合に限る。

詳細なガイダンスについては、フェアトレード認証トレーダーのためのガイド「[人権・環境デュー・ディリジェンス \(HREDD\) の実践](#)」を参照のこと。

****2025 年 1 月 1 日より前に認証を受けたトレーダーは、2027 年 1 月 1 日までにこの要求事項を遵守しなければならない**

3.3.5 NEW 2025** HREDD 協力に関するサプライチェーン対話

適用対象：ファースト・バイヤーである中規模および大規模なトレーダー

Core

3 年目	フェアトレード生産者（少なくとも 1 つの生産者）に対し、自組織の予防、緩和、是正活動に関する情報を共有し、協力と支援に関する共通の合意に達するため、生産者にも同様の情報の共有を求める。
------	---

ガイダンス：また、人権および環境問題について、パイヤーとの対話と協力を図る。 公的機関や市民社会組織を対話に参加させることも有用である。

サプライチェーンにおける多くの人権および環境問題は複雑かつ構造的なものであり、それらの問題とその根本原因に対処するには、トレーダー、サプライヤー、その他のステークホルダー間の共同投資と協力が必要となる。

生産者から提供された情報のみに基づいて、関与を断つことはできない。

HREDD は継続的なプロセスであるため、生産者の優先事項や計画は、自組織のリスク評価、方針、行動計画、さらには生産者の人権および環境への取り組みに対して自組織が提供する支援の種類やレベルにも反映される（要求事項「HREDD に関する生産者への支援」を参照）。

詳細なガイダンスについては、フェアトレード認証トレーダーのためのガイド「[人権・環境デュー・ディリジェンス（HREDD）の実践](#)」を参照のこと。

****2025 年 1 月 1 日より前に認証を受けたトレーダーは、2027 年 1 月 1 日までに本要求事項を遵守しなければならない**

3.3.6 NEW 2025** 生産者に対する HREDD の支援

適用対象：大規模トレーダー	
Core	フェアトレード生産者の取り組みや、予防、緩和、是正にかかる費用を支援するため、少なくとも 1 つの措置を実施する。双方が受け入れ可能な支援形態について合意する。
3 年目	支援は、直接的なものか、パートナーシップを通じたものとする。 生産者に対し、特定の支援形態を受け入れるよう圧力をかけたり、また、この支援を購買の条件としたりしてはならない。 本要求事項の遵守状況がどのように確認されるかについての詳細は、解釈ノートを参照のこと。

ガイダンス：支援は、資金提供、外部資金やパートナーシップの斡旋などの形をとることができ、価格設定に影響を与えてはならない。この資金は、フェアトレード最低価格およびフェアトレード・プレミアムに加えて提供される。自組織は、生産者と事前に書面で条件に合意する。

相互に合意された支援の形態とは、例えば、サプライヤーから指摘された顕著なリスクの解釈を自組織の行動計画に組み込み、サプライヤーが必要と指摘した分野を支援する場合などが挙げられる。

生産者は、予防、軽減、是正の費用をフェアトレード開発計画またはプレミアム計画に組み込むことができる。

例えば低価格設定などを通じて、人権への悪影響の一因となった場合、自組織には、その悪影響の是正措置を講じるか、または是正に協力する責任があることを忘れないでほしい。

詳細なガイダンスについては、フェアトレード認証トレーダーのためのガイド「[人権・環境デュー・ディリジェンス（HREDD）の実践](#)」を参照のこと。

****2025 年 1 月 1 日より前に認証を受けたトレーダーは、2027 年 1 月 1 日までにこの要求事項を遵守しなければならない**

3.4 追跡

3.4.1 NEW 2025** デュー・ディリジェンス活動の追跡

適用対象：すべてのトレーダー	
Core	デュー・ディリジェンス活動の実施状況および有効性を追跡するための年次措置を策定し、実施する。
3年目	結果および得られた教訓に基づき、HREDDの方針、行動計画、および活動を修正・改善する。得られた重要な教訓を毎年、上級管理職に報告する。
ガイダンス：進捗状況の追跡には、以下を活用できる： - 前回の行動計画の実施報告書 - 重要な課題に関連するリスク評価指標 サプライヤーやその他の社内外の情報源からのフィードバックを活用し、特に脆弱な立場にあるグループや人々への影響に細心の注意を払うことがベストプラクティスである。小規模トレーダーについては、従業員の知識に基づいて追跡調査を行うだけで十分である。 なお、HREDD 方針に関する要求事項は小規模トレーダーには適用されない **2025 年 1 月 1 日以前に認証を受けたトレーダーについては、2027 年 1 月 1 日までにこの要求事項に準拠しなければならない	

4. 生産

目的：本章の目的は、フェアトレードのサプライチェーンにおける社会的・環境的持続可能性の向上に寄与することにある。

4.1 労働者の権利

目的：フェアトレードのサプライチェーンにおける労働者の権利が尊重されることを確保することである。フェアトレードは、すべてのトレーダーが、国際労働機関（ILO）が提唱する「すべての人々のためのディーセント・ワーク」の理念を受け入れることを期待している。

4.1.1 労働法および ILO 条約の遵守

適用対象：すべてのトレーダー（繰綿工程後のコットン FSI 取引業者を除く）	
Core	自国で適用される労働法および ILO の基本条約を認識しており、これらに違反している兆候がないこと。



ガイダンス：基本的な ILO 条約は以下の通りである。これらは、自国が批准しているか否かにかかわらず、自組織に適用される。

- 1948 年結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第 87 号）
- 1949 年団結権および団体交渉権に関する条約（第 98 号）
- 1930 年強制労働条約（第 29 号）
- 1957 年強制労働の廃止に関する条約（第 105 号）
- 1973 年最低就業年齢条約（第 138 号）
- 1999 年最悪の形態の児童労働に関する条約（第 182 号）
- 1951 年同一賃金条約（第 100 号）
- 1958 年差別（雇用および職業）条約（第 111 号）

4.1.2 NEW 2026* 強制労働に関する取り組みの周知

適用対象：すべてのトレーダー

Core

従業員への啓発を行い、委託製造組織に対し、強制労働の基本的な兆候および既存の苦情処理メカニズムを通じてこれを報告する権利について周知する。

ガイダンス：この要求事項は、第 3 節の人権・環境デュー・ディリジェンス（HREDD）要求事項および要求事項 4.1.1 「労働法および ILO 条約の遵守」の実施を補完するものである

「強制労働」とは、本人が自発的に申し出たものではなく、何らかの罰則の脅威の下で遂行を強制される労働を指す。

ILO は、以下の状況や慣行を強制労働の指標として認識している：

- 脆弱性の悪用；
- 欺瞞；
- 移動の制限；
- 隔離；
- 身体的および性的暴力；
- 威嚇および脅迫；
- 身分証明書の没収；
- 賃金の不払い；
- 債務奴隷、債務労働、労働搾取；
- 著しく劣悪な労働・生活環境；
- 過度な残業。

自組織が強制労働を重要な課題と位置づけ、強制労働を防止、軽減、是正するための方針を策定する場合（要求事項 3.3.1 「人権および環境方針」参照）、その方針には、自組織の事業環境（国または地域）または自組織にとって適用可能なリスクとなる、上記のすべての指標について言及すべきである。

強制労働の例：

- 賃金やその他の雇用条件について誇張した情報を提供して、採用時に欺くこと
- 会社または会社が利用する人材紹介会社による、退職前に雇用主が返済しなければならない採用料金の徴収
- 雇用主が雇用契約を解除する際の、不当に長い予告期間
- 労働者の給与、福利厚生、財産、書類の一部を差し押さえること、または金銭の預託・保証を求めること
- 身体的または心理的な手段を用いて、労働者の意思に反して就労を強要すること
- 刑務所労働の悪用、強制的な採用、または労働を目的とした人身取引

借入金の返済手段として労働が要求される場合、その人は債務労働者となる。労働者が組織や人材紹介会社から多額の融資を受けたり、融資の条件が不当であったりする場合、債務労働のリスクが高まる。

ベストプラクティスとして、組織は強制労働や適用される関連法令・規制を理解するための能力を構築すべきである。自組織は、こうした慣行の防止を支援するため、現地の権利擁護を専門とする団体から支援を受けることができる。

4.2 環境保護

目的：フェアトレード・サプライチェーンにおける環境への悪影響を最小限に抑えること。フェアトレードは、すべてのトレーダーが環境への悪影響を認識し、その最小化に向けて取り組むことを期待している。

4.2.1 環境法の遵守

適用対象：すべてのトレーダー（繰綿工程後のコットンFSIトレーダーを除く）	
Core	自国で適用される環境関連法令を把握しており、それらに違反している兆候はないこと。

4.2.2 NEW 2026* 有害物質リスト（HML）

適用対象：すべてのトレーダー（コットンFSIトレーダーは繰綿工程後を除く）	
Core	国際フェアトレード認証製品に対し、フェアトレード・インターナショナルの有害物質リスト第1部（レッドリスト）に掲載されている物質を、船積み・加工・輸送・保管の各段階で使用してはならない（有害物質リストを参照）。すべての合成物質は、使用国において当該作物・産品への使用が公式に登録され、許可されている場合にのみ使用できる。 国際フェアトレード認証製品（原料）に使用される農薬を含むすべての有害物質のリストを作成し、常に最新の状態に保つ。このリストには、有効成分名、商品名、使用対象となる製品、および防除対象の害虫を記載する。また、それらの物質のうち、有害物質リスト（HML）のパート1（レッドリスト）、パート2（オレンジリスト）、パート3（イエローリスト）のいずれに該当するかを明記する。 本要求事項の遵守状況がどのように確認されるかについての詳細は、解釈ノートを参照のこと。
ガイダンス：本要求事項の適用範囲は、国際フェアトレード認証製品（原料）の法的所有権に限定される。 関連する保管施設の処理を第三者サービスに委託する場合、化学物質の使用がHMLに準拠し、安全基準を満たしていることを確認しなければならない。契約、モニタリング、その他の方法を通じて、HMLに規定された適用条件を参照することができる。 フェアトレード・インターナショナルのHMLは3つのパートから構成される。パート1（レッドリスト）には禁止物質のリストが含まれ、パート2（オレンジリスト）には、基準で規定された条件（要求事項4.2.3参照）の下で使用が可能であり、その使用状況が監視される物質のリストが含まれ、パート3（イエローリスト）には、有害であると指摘されている物質のリストが含まれる。オレンジリストおよびイエローリストに掲載されている資材の使用を中止することが推奨される。 国際フェアトレード認証製品以外の製品にHMLに掲載された資材を使用することは可能だが、監査人から、どの製品や害虫対策に使用されているかについて質問されることになる。これらの資材は健康や環境に有害であるため、いかなる製品にも使用しないことが推奨される。 国際フェアトレード認証製品と非フェアトレード製品が同一の保管場所や加工施設で取り扱われたり保管されたりする場合、国際フェアトレード認証製品がHMLに掲載された物質によって汚染されるリスクについて、トレーダーは監視し、防止しなければならない。食品産業、特に害虫駆除において、その極めて有害な性質や、現在では時代遅れと見なされているため使用が承認されていない資材は数多くあり、それらはすべてHMLに記載されていない。したがって、生産においては、公式に承認され	



た資材のみを使用し、かつ承認された目的のみに使用することが極めて重要である。植物由来の製剤などの伝統的な害虫駆除方法は、使用が明示的に承認されていなくても、使用が明示的に禁止されていない限り、使用することができる。

4.2.3 オレンジリストに掲載された物質の使用

適用対象：すべてのトレーダー（繰綿工程後のコットン FSI トレーダーを除く）

Core	国際フェアトレード認証製品においてオレンジリストに掲載された資材を使用するのは、以下の条件を満たす場合に限る： HML に示された具体的な使用条件を満たしていること、かつ - オレンジリストに掲載された資材は、i) 害虫における農薬耐性の蓄積を回避するための一環として、ii) 害の少ない農薬の交互使用（ローテーション）、iii) 総合的害虫管理（IPM）の一環として、iv) 非化学的防除措置を含む場合に限り使用すること、かつ - 当該物質の使用を削減・段階的廃止するための計画を策定し、その計画には、物質の種類（化学名／有効成分（a.i.）、製剤（a.i.の%）、商品名）、使用量（散布濃度（有効成分/ha または % または ppm など）および年間消費有効成分総量/ha）、当該物質の使用削減・段階的廃止に向けた措置（IPM 戦略の一部であるその他の非化学的防除の詳細を含む）に関する情報を盛り込むこと。この計画は実施され、認証機関に提供されるものとする。
-------------	---

4.2.4 NEW 2026* 環境影響の管理

適用対象：すべてのトレーダー（繰綿工程後のコットン FSI トレーダー除く）

3 年目	自組織のリソースに見合った措置を講じ、以下の環境側面のいずれかに関して、国際フェアトレード認証製品に関連する環境への悪影響を低減するための行動をとる。 - 生物多様性 - 水使用 - エネルギー使用（カーボンフットプリントを含む） - 大気への排出、公害（騒音、臭気など） - 廃棄物の処理（例：漏洩、流出、事故）、 - リサイクル - 排水および排出物 - 公害および事故の防止
-------------	--

ガイダンス：欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に基づく報告書は、本要求事項への準拠と同等と認められる。その他の例としては、

- 文書化された環境またはサステナビリティ計画（例：ESG 戦略やフェアトレード行動計画の一部）
- 実施された対策の証拠（例：環境負荷の低い包装への移行、輸送時の排出量削減、廃棄物監査、LED 照明への更新など）
- 基本的な環境モニタリング（例：光熱水使用量データ、排出量記録、包装レポート）



- フェアトレードのサプライチェーン業務が対象となる場合、外部のサステナビリティ認証または報告システム（例：ISO 14001、SBTi、GHG プロトコル）との整合性。

環境への影響には、直接的なものと間接的なものがある。直接的な環境影響とは、要求事項に列挙された項目のいずれかについて、自組織の管理下または影響力の範囲内（例：事業活動、施設、自組織物流、包装）で生じるものである。生産者の事業活動や外部物流における影響を算出したり対処したりする必要はない。

廃棄物の処分には化学廃棄物も含まれる。有害物質の使用、保管、または処分に直接関与している場合、土壌、水、または環境を汚染せず、国の法令に準拠していることを確保しなければならない

包装において（該当する場合）、リサイクル素材や生分解性の素材の使用を最大限に活用すること、あるいはフェアトレードのサプライチェーン内やそれに類するものでカーボンフットプリントを削減するための措置を講じることがベストプラクティスである。

カーボンフットプリントとは、ある活動によって直接的・間接的に引き起こされる、あるいは製品のライフサイクルを通じて蓄積される温室効果ガス（GHG）の排出量の推定値であり、二酸化炭素換算値（CO₂e）として表される。

カーボンフットプリントについては、自組織内のあらゆる側面（スコープ 1 および 2）に加え、自組織外でありながら自組織産品に影響を与える要素（スコープ 3）もすべて含める必要がある。最も単純なレベルでは、組織ごとに 1 つの数値のみが必要だが、必要に応じて製品の種類ごとに詳細なフットプリントを算出することも可能だ。

5. ビジネスと開発

目的：本章の目的は、フェアトレード取引が透明かつ公正な条件下で実施され、生産者のエンパワーメントと開発の基盤を築くものであることを確保することにある。

5.1 契約

目的：生産者とバイヤーとの間の取引関係、およびサプライチェーン全体における透明性を確保することである。契約は、フェアトレード取引の枠組みを定めるものである。

5.1.1 ペイヤーまたはコンベイヤーとしての役割

適用対象：フェアトレード・ペイヤー、およびコンベイヤー

Core	附属書 1 に定義されている通り、フェアトレード価格および／またはフェアトレード・プレミアムのパイヤーおよび／またはコンベイヤーとしての自らの役割を認識している。附属書 1 の表で認められている場合、影響を受けるすべての当事者（生産者を含む）との合意があり、書面で記録され、認証機関に報告されることを条件として、代替的な取り決めを行うことができる。
-------------	--

5.1.2 NEW 2026* ペイヤー向けのフェアトレード契約

適用対象：フェアトレード・ペイヤー

Core	国際フェアトレード認証製品の購入契約を生産者（該当する場合はコンベイヤー）と締結する。契約は業界の規制に従い、少なくとも以下を明確に明記しなければならない： • FLO ID、および生産者組織の名称（入手可能な場合） • 合意された数量 • 品質仕様 • 価格（価格設定要求事項に従って定義されるもの） • 適用される価格差 • 支払われるフェアトレード・プレミアムの額（価格とは別に明記すること） • フェアトレード価格およびフェアトレード・プレミアムの支払責任者 • 支払方法は透明性があり、追跡可能であること • フェアトレード価格およびフェアトレード・プレミアムの支払いが、フェアトレード価格表で定められた通貨とは異なる通貨で行われる場合、適用される為替レートの日付 • 該当する場合、前払いの条件および金額 • 品質問題が発生した場合の手続き • 国際貿易用語（インコタームズ）に基づく引渡条件 • 国際フェアトレード認証製品基準に基づく支払条件 • 「不可抗力」の定義または言及 • 管轄裁判所に関する合意；および • 紛争を解決するための代替的紛争解決（ADR）メカニズム 契約当事者双方は、同等の契約解除権を有する。
ガイダンス：生産者と締結する契約については、契約書の作成責任を相互に合意すべきである。合意に至らない場合、契約書の作成責任はバイヤーにあり、バイヤーは契約書が合意された言語で生産者に届くよう確保しなければならない。 代替的紛争解決手段としては、調停が推奨される。 生産者との契約は、交渉が終了し合意に達し次第、速やかに締結すべきである。	

5.1.3 契約における価格算定の内訳

適用対象： フェアトレード・ペイヤー、およびコンベイヤー	
Core	フェアトレード最低価格、市場価格の基準、および／またはフェアトレード・プレミアムが、購入対象のものとは異なる水準、あるいは異なる製品形態で設定されている場合は、生産者（または該当する場合はコンベイヤー）との契約書に、価格算定の詳細な内訳（控除または加算される費用項目とその金額、および加工の場合は換算率）ならびにフェアトレード・プレミアムの算定額（加工がある場合は換算率）の算定方法を記載しなければならない。 控除できるのは、フェアトレード最低価格に含まれる費用のみである。フェアトレード・プレミアムから割引を行うことはできない。
ガイダンス：これにより、フェアトレード最低価格および／または市場価格、ならびにフェアトレード・プレミアムの算定に関する透明性が向上する。	

5.1.4 コンベイヤー向けのフェアトレード契約

適用対象：フェアトレード・コンベイヤー	
Core	コンベイヤーは、生産者とフェアトレード購入契約を締結する。この契約には、5.1.2 で言及されたすべての要素に加え、価格差額（該当する場合）およびフェアトレード・プレミアムの支払い方法（スケジュールを含む）ならびに報告体制が盛り込まれる。

5.1.5 コンベイヤーによる四半期ごとの報告

適用対象：フェアトレード・コンベイヤー	
Core	四半期ごとに、生産者に対して、購入契約ごとに、販売された正確な数量、価格差額（該当する場合）、支払われるべきフェアトレード・プレミアム、および販売先のバイヤーの FLO ID を記載した報告書を送付する。
ガイダンス ：この要求事項の目的は、フェアトレード販売の透明性を高め、生産者が自身の製品がいつ、誰に販売されたか、またフェアトレード・プレミアムの支払いがいつ行われるかをより正確に把握できるようにすることにある。報告の頻度は、生産者とバイヤーの相互合意に基づき、異なる設定も可能である。	

5.1.6 契約の履行

対象：フェアトレード・ペイヤー、およびコンベイヤー	
Core	契約で定められた取引のすべての要素が履行されるよう確保しなければならない。ただし、自組織と相手方が変更で合意した場合はこの限りではない。 契約に定められた数量を購入することが、例外的な予期せぬ事情により不可能になったことを知った場合は、速やかに供給者に通知し、解決策を積極的に模索しなければならない。
ガイダンス ：例外的な予期せぬ事情により一方の当事者が契約を履行できない場合、生産者と購入者の双方が、契約の解決に向けて積極的に取り組んでいることを認証機関に証明する必要がある。	

5.1.7 サービスの提供

適用対象：すべてのトレーダー	
Core	生産者に対して研修やその他の支援活動などのサービスを提供する場合、料金を含むすべての条件について、事前に生産者と書面で合意しなければならない。生産者に対して、サービスや料金の受け入れを強要してはならず、また、それを購入の条件にしてはならない。
ガイダンス ：この要求事項の目的は、生産者が、会員に提供するサービスやフェアトレード・プレミアムの使用について、自ら決定できるようにすることにある。	
生産者組織にサービスを提供する場合、トレーダーは、認証に関する事項において生産者組織の責任に取って代わったり、その責任を損なったりしてはならない。監査の連絡担当者として行動したり、生産者組織の監査に参加したりすることは、不公正な取引慣行の兆候となる。ただし、生産者組織から明示的に要請された場合はこの限りではない。	

5.2 価格とフェアトレード・プレミアム

目的：

生産者が国際フェアトレード認証製品に対して受け取る価格が、生産コストを賄い、事業および地域社会の持続可能性への投資を可能にすることを確保すること。

国際フェアトレード認証製品の価格

目的：生産者が、少なくとも現行の市場価格、および（該当する場合）生産コストを賄うためのセーフティネットとして機能するフェアトレード最低価格を受け取れるようにすること。

ほとんどの製品において、生産者はフェアトレード最低価格の恩恵を受ける。一部の製品については、市場価格のみが適用される。

5.2.1 市場価格の支払いおよび合意

適用対象：フェアトレード・ペイヤー、およびコンベイヤー

Core	生産者（または該当する場合はコンベイヤー）には、少なくとも当該の市場価格を支払う。 当該市場価格がフェアトレード最低価格（存在する場合）を下回る場合は、フェアトレード最低価格が適用される（要求事項 5.2.2 を参照）。 当該市場価格とは、同等の製品についてフェアトレード以外の市場で一般に取引されている価格を指す。 市場価格の情報源については、生産者と合意する。利用可能な場合は、製品基準に示されている市場価格の参照値を使用する。 国際フェアトレード認証製品に対して支払う価格が、当該市場価格から著しく乖離している場合、その根拠や正当な理由を提示できるものとする。
-------------	--

ガイダンス：市場価格の情報源としては、例えば、各国政府が設定した公式価格、国際市場価格の参照値、中立的な情報源による市場価格平均の公表、あるいは同様の期間における他の顧客・サプライヤーとの合意・契約（必要な場合）などが挙げられる。

5.2.2 フェアトレード最低価格の支払い

適用対象：フェアトレード・ペイヤー

Core	国際フェアトレード認証製品の支払いは、フェアトレード価格データベースに定義されているフェアトレード最低価格以上を、生産者（または該当する場合はコンベイヤー）に支払う。
-------------	--

	フェアトレード最低価格は絶対的な最低額である。最低価格に対して、品質を理由とした値引きを行うことはできない。 新しいフェアトレード最低価格は、価格データベースに記載された有効日以降に締結された契約に適用される。その日付以前に締結された契約については、契約で定められた価格に従うものとする。
ガイダンス：フェアトレード最低価格は、フェアトレードのウェブサイト (https://www.fairtrade.net/standards/price-and-premium-info.html) に掲載されている価格データベースに記載されている。 フェアトレード最低価格は、個々の生産者（小規模生産者組織の構成員など）のレベルではなく、生産者組織のレベルで設定される。	

5.2.3 サプライチェーンの各段階における価格の調整

適用対象： フェアトレード・ペイヤー、およびコンベイヤー	
Core	フェアトレード最低価格が、購入先とは異なるサプライチェーンの段階（異なる製品、形態、インコタームズ）で設定されている場合は、それに応じてフェアトレード最低価格を調整する。計算は透明性があり、実際のコストを反映している。 同様に、生産者がフェアトレード最低価格に含まれていない追加費用（例：梱包費）を負担する場合、フェアトレード最低価格の算定時にそれらを考慮に入れる。その場合、適用されるフェアトレード最低価格は、フェアトレード最低価格に生産者が負担する費用を加算した額となる。
ガイダンス：例えば、国際フェアトレード認証製品を EXW 条件で購入し、価格が FOB 条件で設定されている場合、実際の輸出コストのみを差し引くことができる。 同様に、例えば生産者が製品を梱包し、その梱包費用がフェアトレード最低価格に含まれていない場合、その梱包費用をフェアトレード最低価格に加算しなければならない。	

5.2.4 国内販売価格

適用対象： 国内販売を行うフェアトレード・ペイヤー	
Core	生産者国国内で販売するために生産者から国際フェアトレード認証製品を購入する場合、もし存在すれば、少なくとも工場渡し（Ex Works）のフェアトレード最低価格を支払う。 FOB フェアトレード最低価格しか設定されていない場合は、実際の輸送費および輸出費用をその価格から差し引き、生産者が販売する段階におけるフェアトレード最低価格を算出することができる。

5.2.5 生産者が加工した製品の価格

適用対象： 生産者から加工製品を購入するフェアトレード・ペイヤー	
---	--

Core	生産者から加工製品を購入する場合、フェアトレード最低価格が原材料のみに設定されているときは、加工製品の価格算定において、生産者の加工コストと加工比率を考慮に入れる。この価格は、少なくともすべてのフェアトレード投入物のフェアトレード最低価格と加工コストをカバーするものでなければならない。 当該加工製品について生産国向けのフェアトレード最低価格が設定されている場合は、この要求事項は適用されない。その場合、加工製品に対するフェアトレード最低価格およびプレミアムが、最低基準として適用される。
-------------	--

5.2.6 コンベイヤーに対する価格差

適用対象： フェアトレード・コンベイヤー	
Core	フェアトレード最低価格がより高い場合、生産者に対して価格差額（フェアトレード最低価格と、当初生産者からその製品を購入した価格との差額）を支払う。
ガイダンス：フェアトレード最低価格が、購入価格とは異なる水準に設定されている場合、その金額を調整する必要があるかもしれない（5.2.3を参照）。	

フェアトレード・プレミアム

目的：生産者が製品の価格に加えてフェアトレード・プレミアムを受け取り、自身の事業や地域社会への社会的・経済的投資を行えるようにすることである。

5.2.7 ペイヤーによるフェアトレード・プレミアムの支払い

適用対象： フェアトレード・ペイヤー	
Core	国際フェアトレード認証製品については、その価格に加えて、関連する生産者（または該当する場合はコンベイヤー）にフェアトレード・プレミアムを支払う。
ガイダンス：各国際フェアトレード認証製品のプレミアム額は、フェアトレードのウェブサイト（https://www.fairtrade.net/standards/price-and-premium-info.html）に掲載されている価格表に定められている。 新しいフェアトレード・プレミアムは、価格データベースに記載された有効日以降に締結された契約に適用される。既存の契約については、契約で定められたフェアトレード・プレミアムの額が適用される。 フェアトレード・プレミアムの支払いから割引を行うことはできない。フェアトレード・プレミアムは、国際フェアトレード認証製品の価格に上乗せされるものである。 支払いのルールは、フェアトレード生産者の種類によって異なり、以下の通りである。 ・小規模生産者組織の場合、支払いは当該組織に対して行われる。 ・雇用労働体制の場合、支払いは雇用労働会社のフェアトレード・プレミアム委員会に対して行われる。 ・契約生産体制の場合、支払いは、推進団体またはその指名者が管理する別途の口座に行われる。 ・すべての生産形態において、小規模生産者組織、フェアトレード・プレミアム委員会、または推進団体の書面による許可を得た場合、合意された別の第三者への支払いも例外として認められる。	

5.2.8 コンベイヤーによるフェアトレード・プレミアムの振替



適用対象：フェアトレード・コンベイヤー

Core	フェアトレード・プレミアムが自組織を経由して支払われる場合、自組織は生産者にそのプレミアムを支払う。 フェアトレード・ペイヤーから受け取ったフェアトレード・プレミアムが、自組織が購入する製品形態とは異なる形態で設定されていた場合、生産者に支払うべきプレミアムを算出するために換算率を適用する。算出は公正かつ透明性のあるものでなければならず、その内容を生産者と共有する必要がある。 フェアトレード・プレミアムの支払いから割引を行うことは認められない。
-------------	---

ガイダンス：サプライチェーンにコンベイヤーが関与する場合、フェアトレード・プレミアムは、フェアトレード・ペイヤーから生産者へ直接支払われるか、あるいはコンベイヤーを経由して支払われる。フェアトレード・ペイヤーが生産者に直接フェアトレード・プレミアムを支払う場合は、この要求事項は適用されない。

5.2.9 生産者が加工した製品に対するフェアトレード・プレミアム

適用対象：生産者から加工製品を購入するフェアトレード・ペイヤー

Core	生産者から加工製品を購入する場合、フェアトレード・プレミアムが原材料に対してのみ定義されているときは、すべての国際フェアトレード認証製品（原料）の投入材料に対するプレミアムの合計額に相当するプレミアムを支払う。
-------------	--

5.3 適時の支払い

目的：取引のコスト効率を考慮しつつ、迅速な支払いを確保すること。

5.3.1 ペイヤーによるプレミアムおよび価格の適時支払い

適用対象：フェアトレード・ペイヤー

Core	国際フェアトレード認証製品に対する価格および／またはフェアトレード・プレミアムを、生産者（または該当する場合はコンベイヤー）に適時に支払う。具体的な期限については、製品基準を参照のこと。
-------------	--

5.3.2 NEW 2026 コンベイヤーによるプレミアムおよび価格差額の適時送金

適用対象：フェアトレード・コンベイヤー

Core	フェアトレード・ペイヤーからの支払い受領後、遅くとも 15 暦日 以内に、価格差額（該当する場合）およびフェアトレード・プレミアムを生産者に支払う。自組織と生産者の間で書面により異なる期間を合意することも可能であり、その場合は各四半期の終了後 30 日 以内に支払うものとする。
ガイダンス： フェアトレード最低価格が、コンベイヤーが当初生産者から製品を購入した価格を上回る場合、価格差が生じる可能性がある。その場合、フェアトレード・ペイヤーからの支払いを受け取った後、フェアトレード最低価格と支払価格との差額を生産者に支払わなければならない。	

5.3.3 NEW 2026* コンベイヤーによるプレミアムの適時送金および価格差額の支払い

適用対象： フェアトレード・コンベイヤー	
Core	所有権移転に関する書類を受領してから 15 暦日以内に、生産者に対して有機価格差額（該当する場合）を支払う。 以下の条件を満たす場合、有機価格差額の支払遅延が認められる： - 製品の検査室試験の必要性が合意され、生産者との契約に含まれていること。 - 支払いは、製品が仕向国に到着してから 30 暦日以内であること
ガイダンス： フェアトレード最低価格が、コンベイヤーが当初生産者から製品を購入した価格を上回る場合、価格差が生じる可能性がある。その場合、フェアトレード・ペイヤーからの支払いを受け取った後、フェアトレード最低価格と支払価格との差額を生産者に支払わなければならない。	

5.4 資金へのアクセス

目的：小規模生産者組織が資金、特に会員から製品を購入するための前払い資金にアクセスできるように支援するとともに、その他の種類の資金ニーズもカバーし、雇用労働者組織の生産コストを支援することである

5.4.1 NEW 2026* フェアトレード契約におけるプレファイナンス

適用対象： ファースト・バイヤー	
Core	生産者からの要請に応じて、フェアトレード契約額の少なくとも 60% を前払いするか、または第三者を通じてこれが行われるよう手配し、小規模生産者組織が会員から製品を購入できるようにするとともに、雇用労働者組織の生産コストを支援する。 事業を展開している国で法的に認められていない場合は、この要求事項に従う必要はない。例えば、契約締結の条件とするなどして、生産者に前払いの辞退を迫ってはならない。 具体的な詳細については、<i>製品基準</i>を参照のこと。

ガイダンス：プレファイナンスは、生産者組織が会員農家に対して受け取った作物の代金を支払う時点から、契約の履行に対して最初のバイヤーが生産者組織に支払いを行う時点までの期間を対象とする。

第三者とは、第三者の貸し手、あるいは自組織のサプライチェーンにおける別のトレーダーのいずれかである。

5.4.2 NEW 2026* プレファイナンスの提供に関する書面による合意

適用対象：プレファイナンスを提供するファースト・バイヤー

Core	直接プレファイナンスを提供する場合、購入者と生産者は以下の事項について書面で合意する。 ● 産品基準に基づく前払金の金額 ● 産品基準に沿った前払金の期間 ● 支払条件 ● 利息（ある場合） ● 該当する場合のその他の費用 ● 産品の品質問題および／または産品の未納品が生じた場合の結果 ● （生産者）認証を失った場合の返済条件
-------------	---

ガイダンス：プレファイナンスの時期は、加盟農家への現金支払いの予定時期と一致させるべきであり、収穫サイクルに合わせて数回に分けて支払われる場合もある。地元の貸金業者よりも有利な条件を提示することがベストプラクティスである。書面による合意には、供給中断や認証取消といった不測の事態への対応策を含む、簡潔かつ明確な回収計画を盛り込むこと。

利息の算定は、生産者とバイヤーの間で相互に合意され、生産者にとってより有利な条件でなければならない。ベストプラクティスとしては、前払い資金を無利子で提供することが挙げられる。

5.4.3 プレファイナンスの円滑化

適用対象：プレファイナンスを促進するファースト・バイヤー

Core	第三者金融機関を通じてプレファイナンスを斡旋する場合、効果的な斡旋を実現するために必要なあらゆる措置を講じなければならない。例えば： ● 生産者に代わって融資機関に対する照会先（リファレンス）の役割を果たすこと ● フェアトレード契約が有効であり、生産者への事前融資の担保として使用できることを確認すること ● 契約に基づく支払いの方法（生産者への支払い、または第三者金融機関への支払い）について、生産者と合意すること。
-------------	---

ガイダンス：効果的な支援の証拠が必要である。例えば、生産者組織が外国銀行からの融資を受ける資格がない場合、トレーダーが積極的にフォローアップを行い、他の銀行との調整を行うこと。

支援活動の証拠として、生産者組織との関係、有効な契約、納入量または納入額の確認、フェアトレード条件への言及、支払条件を記載した支援書簡を提出する必要がある。

5.5 計画のための調達および市場情報

目的：生産者が市場の見通しをよりよく理解し、フェアトレードとして販売できる量をより正確に見積もれるようにすることで、事業およびフェアトレード開発計画をより効果的に管理できるようにすることである。

5.5.1 NEW 2026* 生産者向けの調達計画

適用対象：フェアトレード・ペイヤー、コンベイヤー

Core 生産者からの要請があった場合、調達計画および関連する市場情報を、購入を予定している各生産者（直接購入する場合）またはコンベイヤー（コンベイヤーが関与する場合）に提供しなければならない。
具体的な要求事項については、*産品基準*を参照のこと。

ガイダンス：調達計画は、少なくとも将来の購入量に関する現実的な見通しでなければならない。計画が困難な場合は、調達計画書にその旨を明記すべきだが、この要求事項は依然として適用される。より現実的な見通しを立てるため、バイヤーに連絡を取ることを推奨する。

5.6 リスクの分担

目的：品質上の問題が、透明かつ公平な方法で対処されるようにすることだ。

5.6.1 品質に関するクレーム

適用対象：ファースト・バイヤー

Core 品質クレームは、特定され次第、詳細に記録し、生産者に速やかに通知しなければならない。詳細については、*産品基準*を参照のこと。生産者の責任の範囲外で生じた品質問題については、品質クレームを行ってはならない。

5.7 誠実な取引

目的：フェアトレードのサプライチェーンにおいて、不公正な取引慣行を制裁する仕組みを確保すること。

不公正な取引慣行は、主に取引パートナー間の力の不均衡が生じた場合に発生する。これはサプライチェーンのどこでも起こり得るが、生産者が犠牲になるケースが最も多い。本基準には、例えば書面による契約の重要性を強調するなど、一部の不適切な取引慣行に直接対処しようとする要求事項が含まれている。しかし、本基準では、不公正な取引慣行が発生し得るあらゆる状況を網羅することはできない。したがって、本節の目的は、フェアトレードの関係者間で不公正な競争を引き起こすと認められたその他の慣行に対して、認証機関が制裁を科す権限を与えることにある。

5.7.1 不公正な取引慣行

適用対象：すべてのトレーダー

Core フェアトレードは、生産者や他のトレーダーの競争力を明らかに損なう不公正な慣行、あるいはサプライヤーが国際フェアトレード基準を遵守することを困難にするような取引条件の押し付けを容認しない。自組織がそのような慣行に関与しているという兆候はない。

ガイダンス：EU の「不公正な取引慣行に関するグリーンペーパー」では、これらを「適切な商業慣行から著しく逸脱し、信義誠実の原則および公正な取引に反し、ある取引パートナーが他方の取引パートナーに対して一方的に課す慣行」と定義している。不公正な取引慣行とは、相対的に支配的な地位の濫用および／または経済的依存関係の濫用を指し、より強い立場にある当事者が、経済的に依存している（したがって弱い）当事者に不公正な条件を課す状況をいう。

そのような慣行の例としては、以下が挙げられる：

- ・ 支払遅延（産品納入から 30 日以上経過）
- ・ 十分な補償なしでの返品または納品のキャンセル
- ・ 生産者組織に対する特定の費用（例：マーケティング費用や廃棄費用）の不当かつ根拠のない負担の押し付け
- ・ 契約条件の一方的な変更
- ・ 書面による契約の拒否
- ・ 不公正な競争、および苦情申し立て後のサプライヤーに対する報復
- ・ 拘束的契約や独占契約（相手方にとって明らかに有益な場合を除く）、および競争禁止条項などの濫用的な契約条項。
- ・ 債権者としての立場を濫用して、一般的に不利な契約を押し付けること。
- ・ 原価を下回る価格の要求や、要求されていないサービス、あるいは価値に見合わないサービスに対して料金を請求するなど、相手方へのコストやリスクの過度な転嫁。
- ・ 不明確、曖昧、または不完全な契約条項の悪用。
- ・ 契約当事者を威圧する手段として、商業関係を突然かつ不当に終了させたり、中断させたりすること。
- ・ 機密情報の悪用。
- ・ 生産者組織からメンバーを引き抜いたり、その他の方法で既存の組織を弱体化させようとしたりするなど、パートナーの事業に干渉すること。
- ・ 生産者組織にサービスを提供する際（要求事項 5.1.7 を参照）、トレーダーが認証に関する事項において生産者組織の責任に取って代わる場合

5.7.2 NEW 2026* フェアトレード契約条件

適用対象：すべてのトレーダー

Core 生産者組織が、認証を受けていない製品（原料）を割引価格、あるいはその生産者組織がフェアトレード以外の製品（原料）で受け取る平均価格より著しく低い価格で販売することを条件として、その生産者組織から国際フェアトレード認証製品（原料）を購入してはならない。

5.7.3 NEW 2026* サプライチェーンにおけるフェアトレード最低価格

適用対象：すべてのトレーダー

Core サプライヤーから国際フェアトレード認証製品を購入する際、また顧客に販売する際、EXW および FOB レベルで設定されたフェアトレード最低価格およびフェアトレード・プレミアム、あるいは FOT および／または CIF レベルにおける同等の価格を下回ってはならない。



5.7.4 NEW 2026* 不当な支払条件

適用対象：すべてのトレーダー

Core	生産者組織に対して、財務的コストが生産者組織に転嫁され、フェアトレード最低価格およびフェアトレード・プレミアムに悪影響を及ぼすような支払条件を要求してはならない。請求額からのすべての控除額を、支払情報に透明性をもって明記しなければならない。
-------------	--

付録1 フェアトレード・ペイヤーおよびコンベイヤー

フェアトレード・トレーダー基準では、要求事項が誰に適用されるかが定義されている。フェアトレード・ペイヤーに適用されるものもあれば、コンベイヤーに適用されるものもある。

以下の表は、製品カテゴリーごとに、サプライチェーン内のどのトレーダーがフェアトレード・ペイヤーとしての役割を果たし、どのような場合にトレーダーがコンベイヤーとして機能するかを説明することを目的としている。フェアトレード・ペイヤーとして特定されたトレーダーは、フェアトレード・ペイヤーに適用される要求事項を遵守しなければならない。コンベイヤーとして特定されたトレーダーは、コンベイヤーに適用される要求事項を遵守しなければならない。

フェアトレード・ペイヤーは、生産者に対して少なくともフェアトレード最低価格およびフェアトレード・プレミアムを支払う責任を負うトレーダーである。

一般に、最初のバイヤーがフェアトレード価格およびプレミアムのペイヤーとなる。しかし、価格がFOB 価格で設定される一部の製品カテゴリーにおいて、輸出組織が関与する場合、輸入業者が価格および／またはプレミアムのペイヤーとなり、輸出組織は価格および／またはプレミアムのコンベイヤーとしての役割を果たす。

フェアトレード・コンベイヤーは、生産者から直接購入し、フェアトレードの条件に基づいて国際フェアトレード認証製品を購入するバイヤーである。ただし、価格差額（すなわち、フェアトレード最低価格と既に支払われた価格との差額、該当する場合）およびフェアトレード・プレミアムについては、フェアトレード・ペイヤーから受け取った後にのみ支払う。

以下の表に示すように、シナリオは製品カテゴリーごとに異なり、そのセクターの特性に応じて異なる。

製品カテゴリー	フェアトレード価格およびプレミアム・ペイヤーの定義
砂糖、サトウキビ	フェアトレード砂糖のバイヤーは、原則としてフェアトレード・プレミアムのペイヤーとなる。 関係するすべての当事者の合意が得られれば、別の取り決めを行うことも可能である。

産品カテゴリー	フェアトレード価格およびプレミアム・ペイヤーの定義
穀物	キヌア キヌア（フェアトレード最低価格が FOB レベルでのみ設定されている場合）については、輸入業者が価格およびプレミアムのペイヤーとなる。生産者がキヌアを加工業者／輸出組織に販売し、その加工業者／輸出組織が輸入業者に販売する場合、加工業者／輸出組織はフェアトレード価格およびプレミアムのコンベイヤーとしての役割を果たし、輸入業者はフェアトレード・ペイヤーとしての役割を果たす。 米 小規模生産者組織からの米の場合、最初のバイヤー（精米業者）がデフォルトで価格およびプレミアムのペイヤーとなる。しかし、最初のバイヤーは価格のペイヤーおよびプレミアムのコンベイヤーとしての役割を果たし、プレミアムの支払責任を次のバイヤーに引き継ぐことができる。その場合、次のバイヤーがプレミアムのペイヤーとなる。 契約生産による米の場合、推進団体が価格ペイヤーおよびプレミアムのコンベイヤーとなり、次のバイヤーがプレミアムのペイヤーとなる。
コーヒー	生産者が輸入業者に直接販売する場合、輸入業者が価格およびプレミアムのペイヤーとなる。 生産者がコーヒー（パーチメントまたは豆）を加工業者／輸出組織に販売し、その組織が輸入業者に販売する場合、輸入業者が価格およびプレミアムのペイヤーとなり、輸出組織は価格およびプレミアムのコンベイヤーとなる。 それ以外の場合はすべて、最初のバイヤーが価格およびプレミアムのペイヤーとなる。
カカオ	生産者が輸入業者に直接販売する場合、輸入業者が価格およびプレミアムのペイヤーとなる。 生産者がカカオ豆を輸出組織に販売し、その輸出組織が輸入業者に販売する場合、輸出組織は価格およびプレミアムのコンベイヤーとなる。輸入業者が価格およびプレミアムのペイヤーとなる。 輸出組織と輸入業者が同一組織に属する統合型サプライチェーンの場合、輸出組織が価格およびプレミアムのペイヤーとなる。

産品カテゴリー	フェアトレード価格およびプレミアム・ペイヤーの定義
繊維作物 – コットン	生産者が小規模生産者である場合、最初のバイヤーがフェアトレード価格およびプレミアムのペイヤーとなる。 ファースト・バイヤーが生産者から種コットンを購入する繰綿業者である場合、その業者はコンベイヤーの役割を果たすことがある。次のバイヤーが価格およびプレミアムのペイヤーとなる。 生産者が契約生産体制の場合、推進団体がフェアトレード価格およびプレミアムのペイヤーとなる。推進団体はプレミアムのコンベイヤーとしての役割も果たす場合があり、その場合は次のバイヤーがフェアトレード・プレミアムのペイヤーとなる。
花・植物	輸入業者がフェアトレード価格およびプレミアムのペイヤーとなる。
生鮮果物	輸出用果物： 最初のバイヤーは、原則として価格およびプレミアムのペイヤーとなる。 生産者が果物を輸出組織に販売し、その輸出組織が輸入業者に販売する場合、輸出組織はプレミアムのコンベイヤーとなる。その場合、輸入業者がプレミアムのペイヤーとなる。 生産者が加工用の果物を販売する場合： 最初のバイヤーは、原則として価格およびプレミアムのペイヤーとなる。 加工業者がプレミアムのコンベイヤーを務める場合があり、その場合は加工済み果実のバイヤーがプレミアムのペイヤーとなる。 オレンジジュースおよびジュース用オレンジについては特別な規則がある。産品基準を確認すること。
生鮮野菜	原則として、最初のバイヤーが価格およびプレミアムのペイヤーとなる。 生産者が加工業者／輸出組織に野菜を販売する場合、その加工業者／輸出組織がプレミアムのコンベイヤーとなる場合がある。その場合、輸入業者が価格およびプレミアムのペイヤーとなる。
ゴールド	ASMOから購入する最初のバイヤーは、原則として価格およびプレミアムのペイヤーとなる。 生産者が加工業者／輸出組織に金を販売する場合、その加工業者／輸出組織はコンベイヤーとして機能することがある。
ハーブ・ハーブティー・スパイス・芳香作物	最初のバイヤーは、原則として価格およびプレミアムのペイヤーとなる。 生産者がハーブやスパイスを加工業者・輸出組織に販売する場合、その加工業者・輸出組織がコンベイヤーとして機能することがある。その場合、輸入業者が価格およびプレミアムのペイヤーとなる。



産品カテゴリー	フェアトレード価格およびプレミアム・ペイヤーの定義
ハーブおよびハーブティー	最初のバイヤーは、デフォルトで価格およびプレミアムのペイヤーとなる。 生産者がハーブやハーブティーを加工業者／輸出組織に販売する場合、その加工業者／輸出組織はコンベイヤーとして機能することがある。その場合、輸入業者が価格およびプレミアムのペイヤーとなる。
はちみつ	最初のバイヤーは、原則として価格およびプレミアム・ペイヤーとなる。 生産者がはちみつを輸出組織に販売し、その輸出組織が輸入業者に販売する場合、輸出組織は価格およびプレミアム・コンベイヤーとしての役割を果たすことがある。その場合、輸入業者が価格およびプレミアム・ペイヤーとなる。
ナッツ	最初のバイヤーは、原則として価格およびプレミアム・ペイヤーとなる。 生産者がナッツを加工業者／輸出組織に販売する場合、その加工業者／輸出組織が価格およびプレミアム・コンベイヤーとなる可能性があり、その次のバイヤーが価格およびプレミアム・ペイヤーとなる。 アフリカ産のカシューナッツについては、特別な規則が存在する。産品基準を確認すること。
オイルシード・油脂果実	最初のバイヤーは、原則として価格およびプレミアム・ペイヤーとなる。 生産者がオイルシード・油脂果実を加工業者に販売する場合、加工業者は価格および／またはプレミアム・コンベイヤーとしての役割を果たすことがある。その場合、油の購入者が価格およびプレミアム・ペイヤーとなる。
加工果物・野菜	生産者が加工果物・野菜を販売する場合に適用される： 最初のバイヤーが価格およびプレミアム・ペイヤーとなる。 生産者が加工果物・野菜を輸出組織に販売する場合、輸出組織は価格およびプレミアムのコンベイヤーとしての役割を果たすことがある。その場合、輸入業者が価格およびプレミアム・ペイヤーとなる。
アマランサス、ハーブおよび香辛料、大豆、ゴマ、ピーナッツ、生鮮野菜、食用根菜・塊茎、およびフェアトレード価格が設定されている豆類の輪作作物。	インドおよびパキスタンにおける契約生産下のコットンおよび米の生産者に限り： 推進団体（PB）が価格の支払い者およびプレミアム・コンベイヤーとなる。 PB が生産者から輪作作物を購入しない場合、生産者にとって有利であり、かつ関係するすべての当事者が書面で合意しているならば、最初のバイヤーが価格およびプレミアム・ペイヤーとなることができる。



産品カテゴリー	フェアトレード価格およびプレミアム・ペイヤーの定義
茶 (Camellia Sinensis)	原則として、ファースト・バイヤーがフェアトレード価格およびプレミアム・ペイヤーとなる。 生産者が茶を輸出組織に販売する場合、輸出組織が価格およびプレミアム・コンベイヤーとなることがある。その場合、輸入業者が価格およびプレミアム・ペイヤーとなる。
スポーツ用ボール	スポーツボールの最初のバイヤーがプレミアム・ペイヤーとなる。 生産者がスポーツボールを輸出組織に販売する場合、輸出組織が価格およびプレミアム・コンベイヤーを務めることがある。その場合、輸入業者が価格およびプレミアム・ペイヤーとなる。
野菜 (豆類およびジャガイモを含む)	最初のバイヤーが価格およびプレミアム・ペイヤーとなる。 生産者が野菜を輸出組織に販売する場合、輸出組織は価格およびプレミアム・コンベイヤーとしての役割を果たすことがある。その場合、輸入業者が価格およびプレミアム・ペイヤーとなる。



本基準の英語版が正式版である。フェアトレードは、情報提供のみを目的として他言語への翻訳を提供している。フェアトレードは翻訳の正確性を確保するよう努めているが、特に認証決定に関して紛争が生じた場合には、本基準の英語版がすべての認証決定の根拠となる。

Copyright © 2005 Fairtrade International e.V. All rights reserved. 本出版物のいかなる部分も、完全な出典明記なしに、電子的、機械的、写真複写、録音、その他のいかなる形式や手段によっても、複製、検索システムへの保存、または送信してはならない。